

地域維持型社会インフラ
包括的民間委託の改善検討調査

報 告 書

平成 31 年 3 月

三条市

－ 目 次 －

1.	本調査の概要	1.1
1.1.	調査の目的	1.1
1.2.	調査の流れ	1.2
1.3.	本市の概要	1.3
1.4.	事業発案に至った経緯・課題	1.4
1.4.1.	社会インフラを取り巻く現状	1.4
1.4.2.	社会インフラの維持管理における課題	1.9
1.4.3.	継続的な維持管理体制の構築	1.12
1.5.	検討体制	1.14
2.	現行業務の概要	2.1
3.	現行業務の検証	3.1
3.1.	実施状況の整理	3.1
3.1.1.	実施体制	3.1
3.1.2.	維持管理業務の対応状況	3.5
3.1.3.	業務執行予算の推移	3.15
3.1.4.	有償ボランティア事業の活用状況	3.17
3.1.5.	自治会と事業者の交流会	3.17
3.1.6.	モニタリング	3.19
3.2.	効果・課題の整理	3.20
3.2.1.	事業者ヒアリング	3.20
3.2.2.	包括的民間委託導入による事業効果、残された課題の整理	3.30
3.2.3.	効果・課題のまとめ	3.38
4.	次期契約に向けた事業の改善検討	4.1
4.1.	課題に対する改善の方向性	4.1
4.2.	改善検討	4.2
4.2.1.	業務範囲の拡大	4.2
4.2.2.	業務要求水準の数値化	4.14
4.2.3.	有償ボランティア事業の活用	4.35
4.2.4.	モニタリング方法の見直し	4.41
4.2.5.	受託組織の再検討	4.45
4.2.6.	リスク分担の再検討	4.48
4.2.7.	委託費の積算方法の再検討	4.53
4.3.	契約書等の見直し	4.60
4.3.1.	変更契約の考え方の整理	4.60
4.3.2.	契約書の見直し結果	4.61
4.3.3.	業務要求水準書の変更	4.71
4.4.	改善検討結果のまとめ	4.81
4.5.	発注書類作成	4.82
5.	包括業務発注の簡素化検討	5.1
5.1.	発注手続きにおける簡素化	5.1
5.1.1.	積算作業の効率化	5.1
5.1.2.	発注方式の検討	5.2
5.2.	簡易にモニタリング等を導入する方策	5.4
5.2.1.	現行業務におけるモニタリング手法	5.4

5.2.2.	簡易なモニタリング手法の導入策	5.6
6.	受託者の引継ぎ方法	6.1
6.1.	引継ぎ方法	6.1
6.2.	受託組織の継続性	6.3
6.3.	包括的民間委託に関する今後の方向性	6.6
7.	今後の進め方	7.1
7.1.	ロードマップ	7.1
7.2.	想定される課題	7.2

【巻末資料】

巻末1：嵐北地区包括的維持管理業務 発注関係書類一式

- 01_公告文
- 02_プロポーザル実施要項
- 03_提出書類様式集
- 04_質問書
- 05_見積り参考資料
- 06_業務要求水準書

1. 本調査の概要

1.1. 調査の目的

本市では、我が国が高度経済成長期を経た後の昭和 50 年代に道路、橋梁等が集中的に整備され、これまで市民生活の基盤として大切な役割を果たしてきた。そうした社会資本は建設からおよそ 40 年近くが経過し、今後急速に老朽化が進むことが見込まれている。

こうした状況の下で、従来どおりの維持管理や更新を行った場合、必要な財源が確保できなくなるおそれがあり、さらに適切な維持管理が行われないことによって、社会資本の機能不全や重大な事故につながってしまう危険性も懸念されている。

その一方で、社会資本整備やその維持管理の担い手であると同時に、災害時には最前線で安全・安心の確保を担う市内の建設業者は、近年の急激な建設投資の減少を主な要因として、この 10 年間で減少の一途をたどり、若手入職者や現場の就業者の減少といった問題にも直面している。

こうした状況を放置すれば、地域を支える大切な役割を担う建設業者は衰退し、その結果、社会資本の健全な維持管理や災害時における迅速な対応等に支障が生じるばかりでなく、地域経済にも悪影響を及ぼしてしまうおそれがある。

そこで、こうした官民それぞれの置かれた状況を踏まえ、効率的、効果的な社会資本の維持管理を実現しつつ、持続可能な地域の建設業者の構築にも寄与する新たな維持管理体制づくりに取り組むことが求められている。

上記の背景を踏まえ、本市では平成 26 年度からの地域維持型社会インフラ包括的民間委託の調査、検討を開始し、平成 29 年 4 月より道路、公園、水路の日常管理や災害時の緊急対応を対象とした「嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託」（以下、「現行業務」という。）を試行中である。

本件では、平成 31 年 4 月から予定する次期契約に向けて、現行業務の実施状況を確認し、施設の長寿命化に資する点検や修繕業務の拡大及び高度化をはじめ、契約期間の長期化、区域や民間役割の拡大など、委託内容の改善検討を行ったものである。

1.2. 調査の流れ

本調査の流れを図 1-1 に示す。

本調査では、平成 29 年 4 月より試行中の現行業務について、実施状況の評価・検証を行ったうえで、次期契約に向けた業務範囲（エリア、対象業務等）の拡大および課題の改善検討を行った。また、現行業務の状況を踏まえ、市職員の更なる負担軽減に資する発注作業の簡素化検討、円滑な業務継続がなされるための引継ぎ方法について検討を行った。

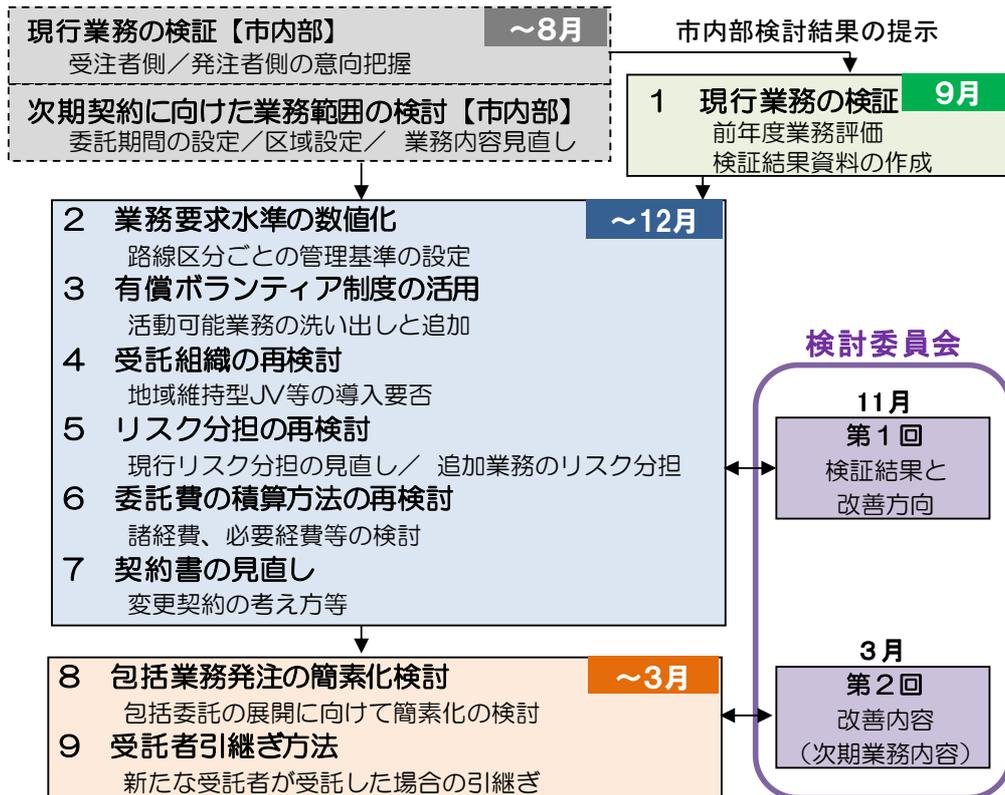


図 1-1 調査の流れ

1.3. 本市の概要

(1) 地域特性

本市は、新潟県のほぼ中央部に位置し、上越新幹線、北陸自動車道などの高速交通体系が市域を縦断しているほか、国道 8 号、289 号、403 号などが縦横に配置されている。平成 17 年度に旧三条市、旧栄町、旧下田村が合併し、市域の総面積は約 432km²と基礎自治体としては比較的広大なものとなっている。

また、信濃川と五十嵐川、刈谷田川の三つの河川が形成する平野部と南東部の丘陵・山岳地帯から構成されており、都市機能が集積する市街地（三条地区、栄地区）と自然に恵まれた山間部（下田地区）の異なる地域特性を持っている。



図 1-2 地域特性

(2) 所管するインフラ施設

本市が保管する主なインフラ施設を下表に示す。

表 1-1 所管する主なインフラ

道路施設	市道 (1,114km)、橋梁 (675 橋) 等
上水道	排水管 (780km)、給水管 (40,235 本) 等
下水道	公共下水道事業雨水幹線 (11km)、污水管 (279km)
農林道	農道 (242km)、林道 (90km)
公園	164 施設 (152ha) 等
法定外公共物	里道、水路等

(3) 維持管理体制

本市における社会インフラの維持管理は、建設課、上下水道課、農林課の担当職員が実施している。各課の所管施設、維持管理に係る職員数および委託状況を下表に示す。

表 1-2 市の維持管理体制

所管課	所管する施設	維持管理に係る職員数※1	外部委託の状況※2
建設課	市道、橋梁、トンネル、道路照明灯、消雪パイプ、消雪井戸、除雪、街路樹、里道、水路 等	19名 (うち技能職員10名)	1,535件/年
上水道課	排水管、給水管、公共下水道事業雨水幹線、汚水管 等	3名 (うち技能職員2名)	275件/年
農林課	農道、林道	3名	68件/年

※1 H30年4月1日現在

※2 H28年度実績

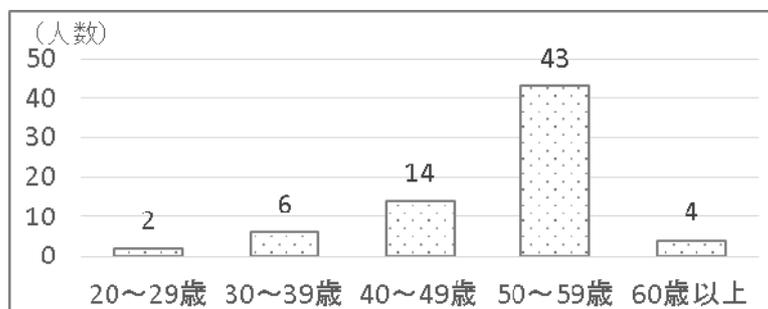
1.4. 事業発案に至った経緯・課題

社会インフラを取り巻く現状、維持管理の課題について、官側、民間側、市民側の三つの視点から整理した。

1.4.1. 社会インフラを取り巻く現状

(1) 官側の視点

本市における社会インフラの維持管理は、各所管課の担当職員が実施しており、各所管課において、複数の施設を管理していることは上述のとおりである。また、技術職員においては、半数近くが50代以上の職員となっている状況である。

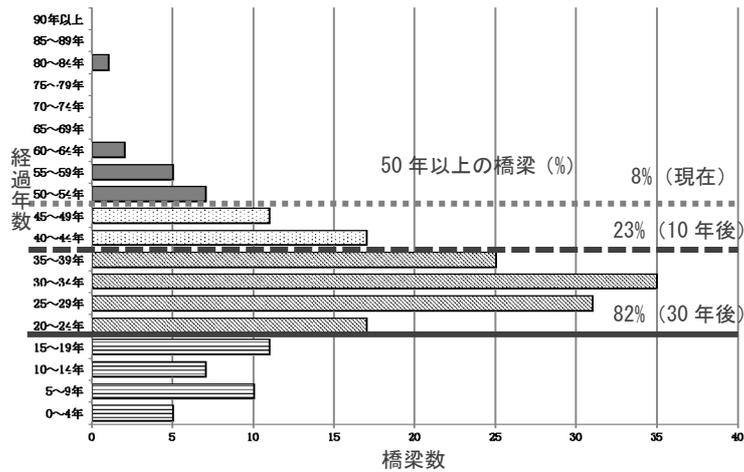


資料：三条市公共施設包括的民間委託に関する提言

図 1-3 年齢別の技術職員数

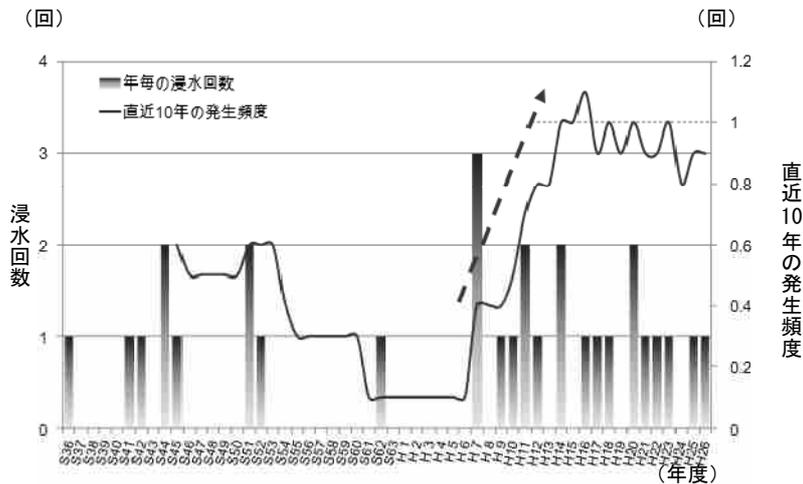
一方、50年以上経過する橋梁数は今後急増していく傾向にあり、その他多くの社会インフラにおいても、今後急速に老朽化が進むものと見込まれている(図 1-4)。また、過去に多くの浸水被害が発生しており、近年は年に1回程度浸水が発生している状況である(図 1-5)。

このような中で維持管理業務が増加しており、その対応に多くの時間を要している。特に、小規模な補修工事は件数が多いことから、維持管理業務に従事する職員の負担が大きくなっている。



資料：三条市公共施設包括的民間委託に関する提言

図 1-4 建設年別橋梁数

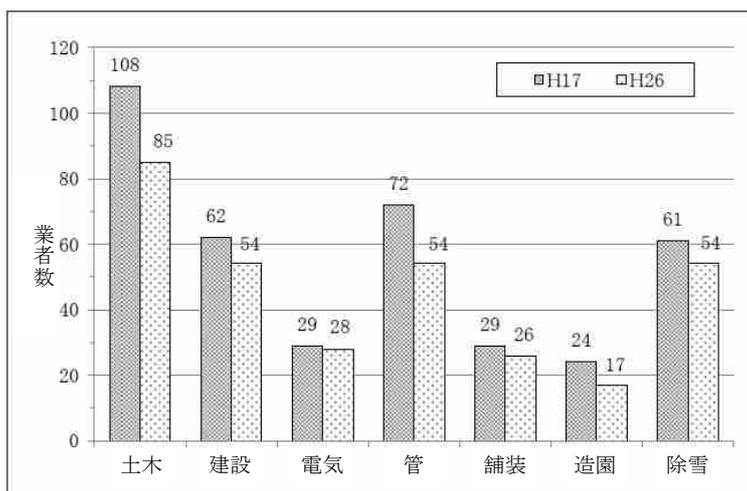


資料：三条市公共施設包括的民間委託に関する提言

図 1-5 浸水被害の発生頻度

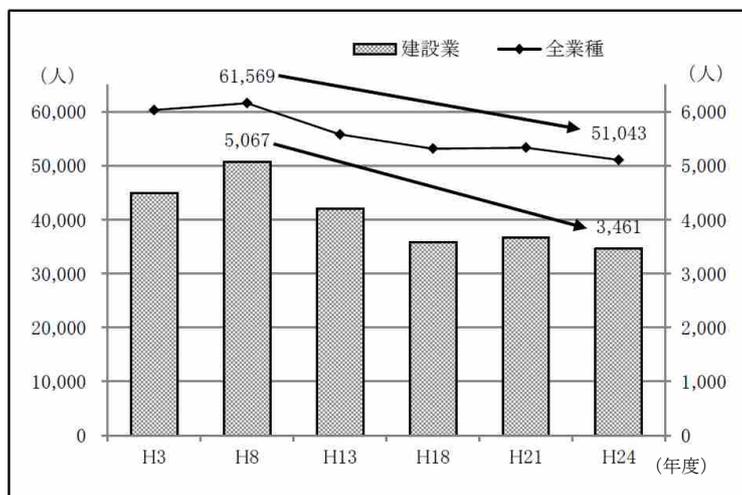
(2) 民間側の視点

維持管理業務を担う民間企業においては、小規模工事では対策方法等が制限され、創意工夫の余地が少なく新設工事と比べて収益性に劣る。業務の実行体制としても、建設業を含む土木業界の企業数が減少し、建設業の従業員数も急激に減少している状況である（図 1-6、図 1-7）。



資料：三条市総合計画

図 1-6 三条市建設工事入札参加資格業者及び除雪業務受託業者の推移



資料：三条市総合計画

図 1-7 三条市内の就業者推移

また、就業者の年齢構成を見ると、高齢化の進行や若手技術者の減少が顕著になっている（図 1-8）。

施設の老朽化が進み、対応しなければならない施設が増加していく中、地域を守る地元建設業者は減少し、今後の従業員確保も厳しい状況にある。このままでは、社会インフラの機能不全を招き、重大事故が発生する可能性も懸念される。

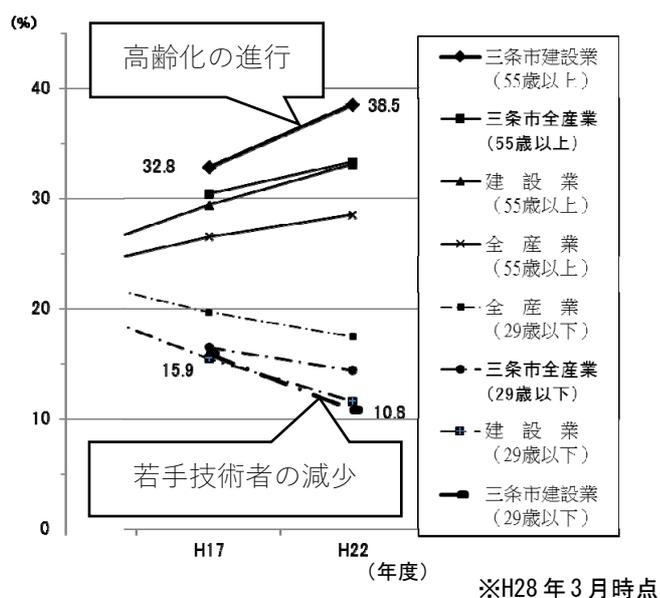
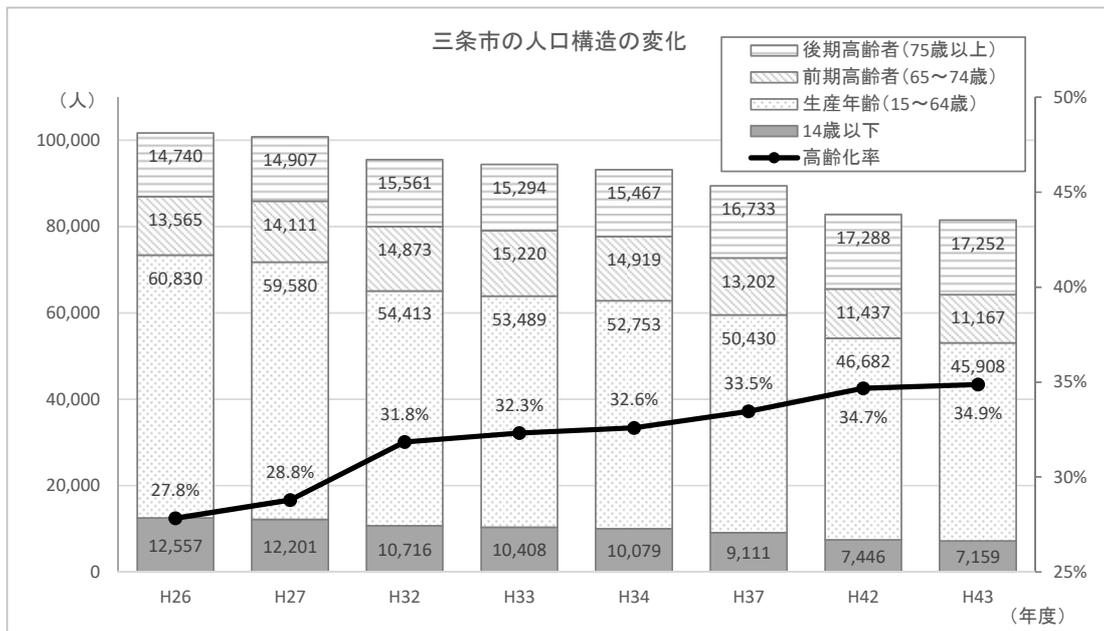


図 1-8 就業者年齢構成比率の推移

(3) 市民側の視点

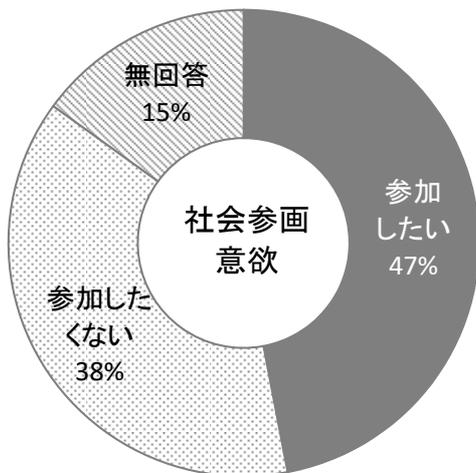
市の人口推移を見ると、維持管理の担い手となり得る生産年齢（15～64歳）人口の減少が進む一方で、後期高齢者（75歳以上）の人口が増加していくことが予想されている（図 1-9）。

高齢者においては、活動意欲が高いのが特徴的であるが、実際には活動していない方が多い状況である（図 1-10、図 1-11）。活動としては収入のある仕事など社会参画を希望する内容が望まれている。



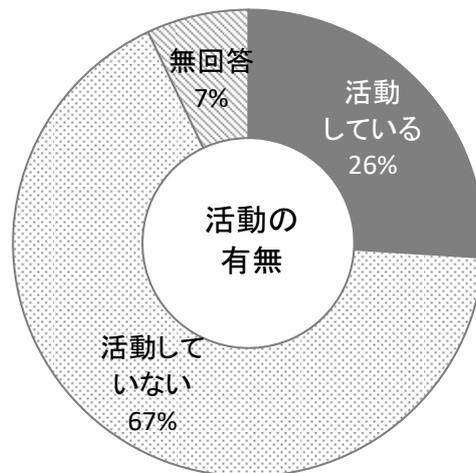
資料：三条市総合計画

図 1-9 人口構造の変化



資料：平成 25 年度三条市高齢者実態調査

図 1-10 高齢者の社会参画意欲



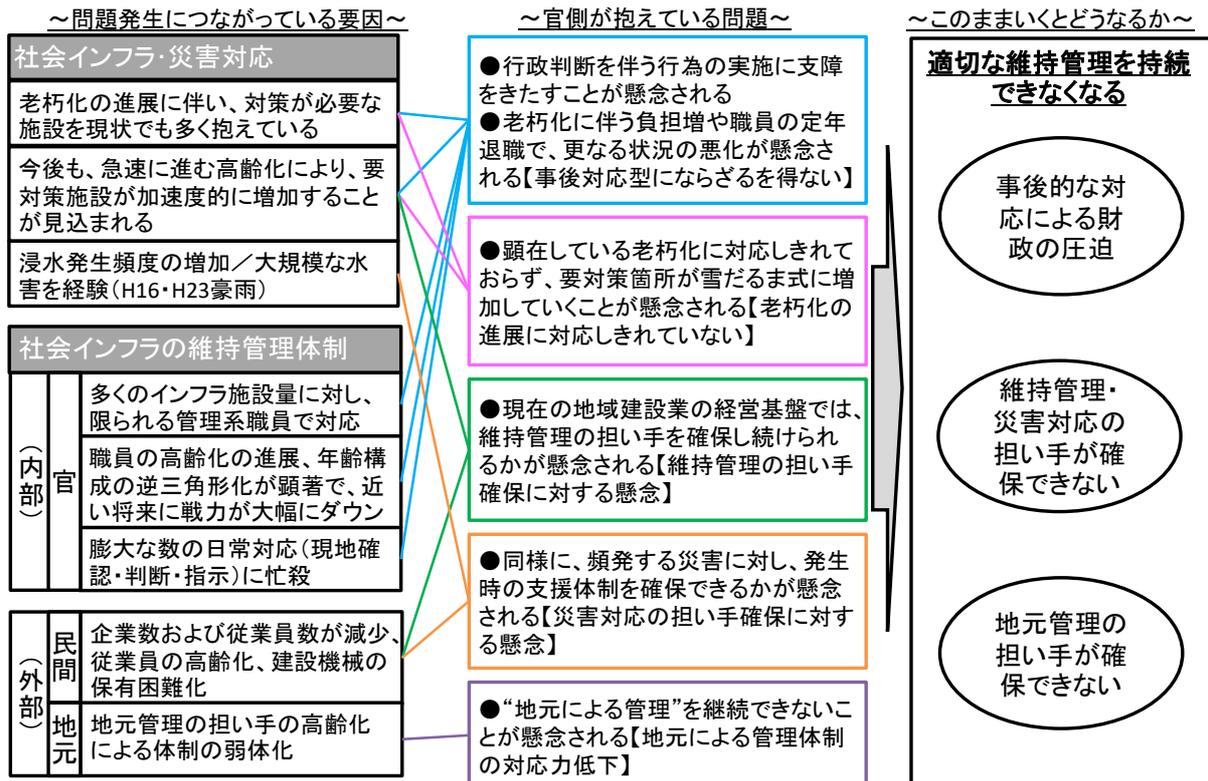
資料：平成 25 年度三条市高齢者実態調査

図 1-11 高齢者の活動状況

1.4.2. 社会インフラの維持管理における課題

(1) 官側の視点

このままインフラの老朽化が進行すると、日々の苦情・要望対応に忙殺されるだけでなく、大規模な事後対応の頻出による財政の圧迫、維持管理・災害対応や地元の管理に対する担い手の確保不足などの問題へと繋がり、適切な維持管理を持続できなくなってしまう恐れがある。

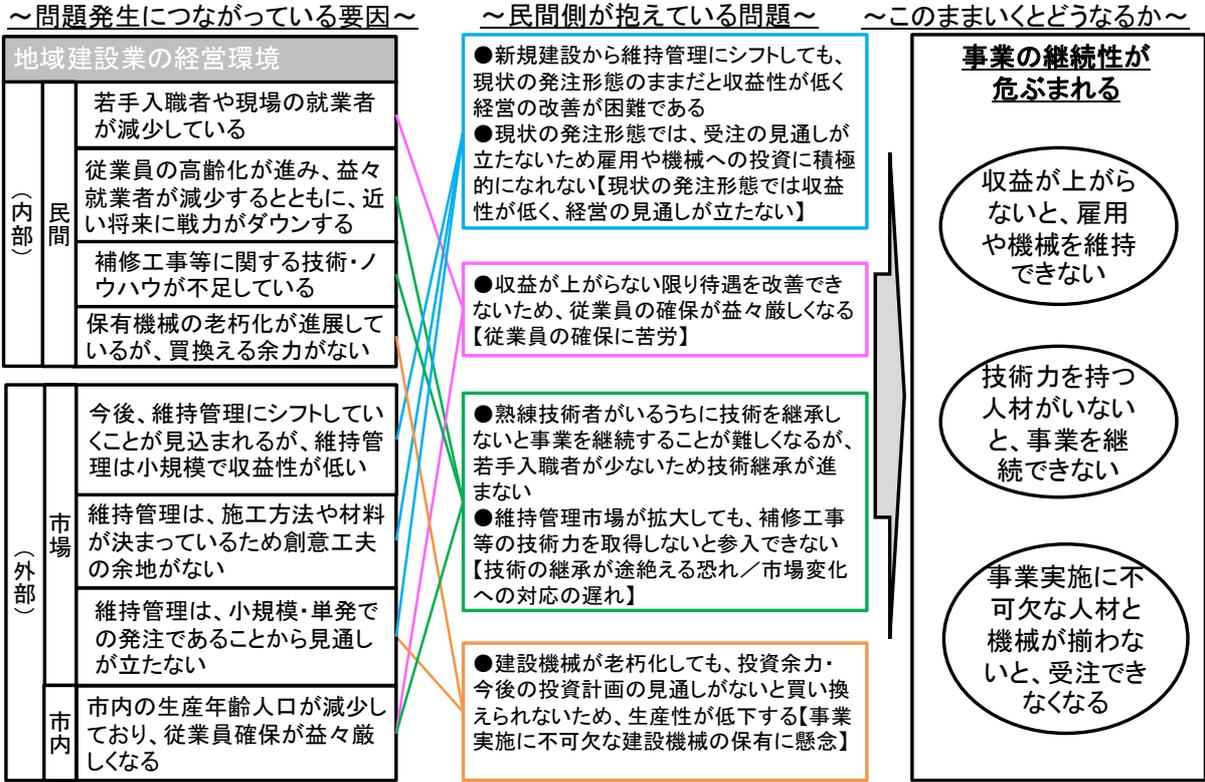


資料：三条市公共施設包括的民間委託に関する提言

図 1-12 官側視点での課題

(2) 民間側の視点

事業実施に不可欠な人材と機械を維持できなくなり、事業の継続性が危ぶまれる状況となることが懸念される。



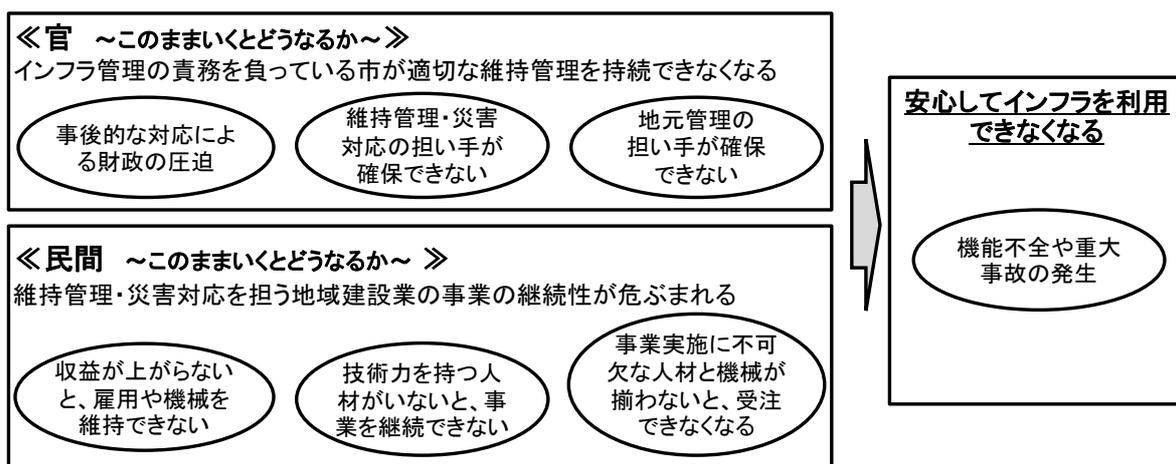
資料：三條市公共施設包括的民間委託に関する提言

図 1-13 民間側視点での課題

(3) 市民側の視点

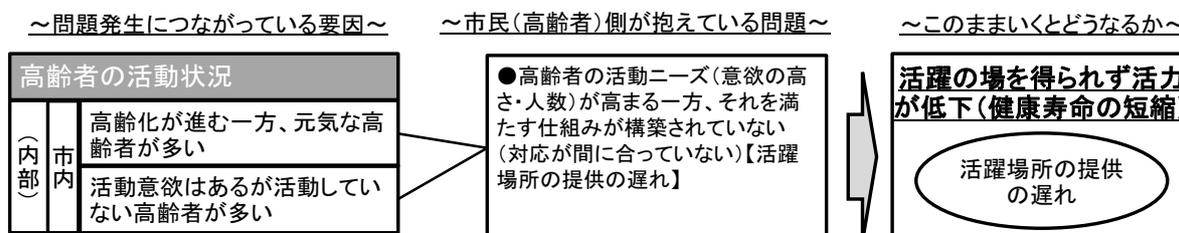
官側において適切な維持管理を持続できなくなり、民間側において事業の継続性が危ぶまれるような状況となると、市民にとっては安心してインフラを利用できなくなってしまう恐れがある。

また、高齢者の活動状況の視点で見ると、このままでは、活躍の場が得られずに活力が低下し、健康寿命の短縮にも繋がってしまうことが懸念される。



資料：三条市公共施設包括的民間委託に関する提言

図 1-14 市民側視点での課題（1）



資料：三条市公共施設包括的民間委託に関する提言

図 1-15 市民側視点での課題（2）

1.4.3. 継続的な維持管理体制の構築

これまでの整理結果を踏まえ、本市において、官、民間、市民、それぞれの目指す姿、それらを実現するための課題解決の方向性、包括的民間委託の導入の必要性について図1-16に示す。

これらより、官・民間・市民のそれぞれにとって望ましい姿、目指す姿の実現のためには、包括的な民間委託の導入、潜在的担い手の掘起こしが必要であると整理した。

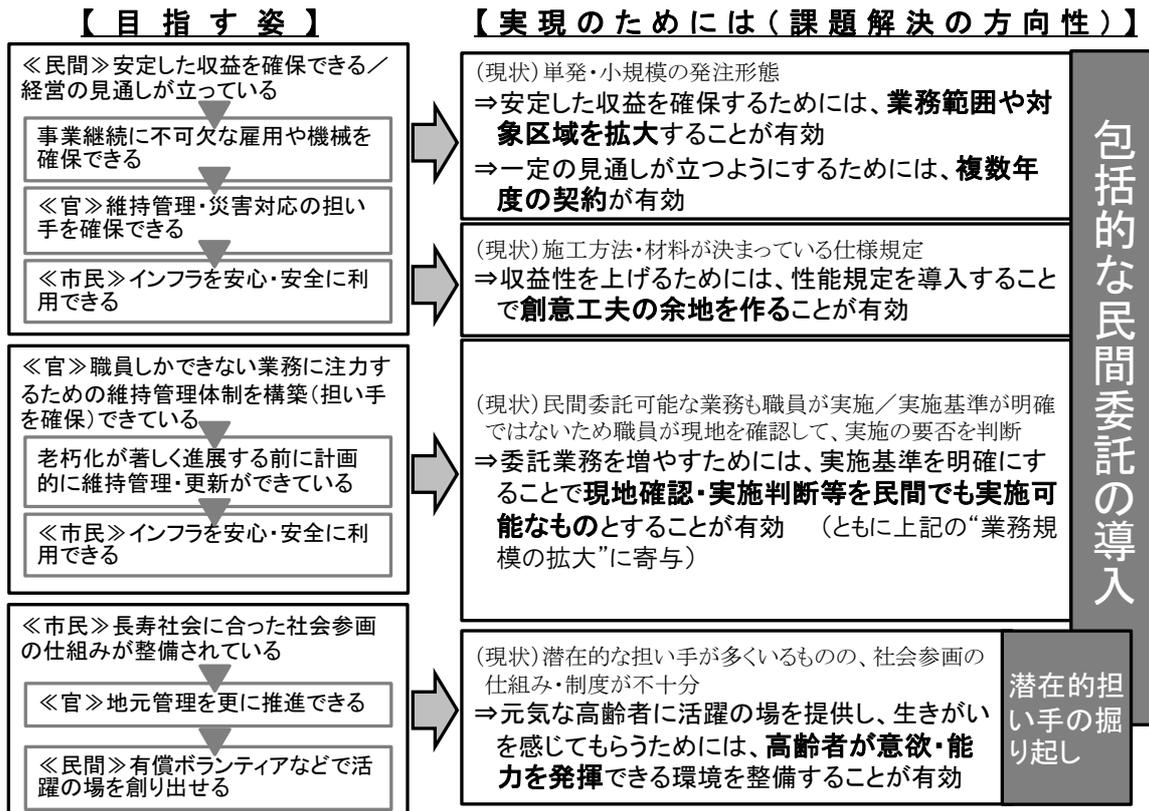


図 1-16 包括的な民間委託の導入・潜在的担い手の掘起こしの必要性

《参考：包括的民間委託の活用に関わる動向》

「社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会」において、包括的民間委託の活用について、国による推進方策を講ずることが示されている。

現在、市町村が自ら実施している維持管理に関する行政事務の中には、管理者としての判断や許認可、公権力の行使等他者に代替させることができない事務がある一方、現地での確認や作業の実施、資料作成等他者に代替させることが可能な事務については、外部委託を行うことで施設管理者の人員・技術力不足を補うことが可能である。

外部委託には、個別業務ごとに単年度で委託していた複数の業務を一括して複数年度契約し、さらに要求される水準を定め、それらを達成するための業務運営については受注者の創意工夫に委ねる「包括的性能発注」もある。これらの活用により、自由度の向上による民間事業者の創意工夫や常時配置人員や資機材の効率的配置、機材の長期レンタル等民間のノウハウによるコスト縮減余地の拡大が期待される。包括的民間委託は下水処理場で多く導入されているほか、市町村が管理する道路において実施されている例もあり、活用を図ることが望まれる。

※市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の確立を目指して（H27.2）より引用

《参考：包括的民間委託の導入により期待される効果》

包括的民間委託の導入による官、民間、市民、それぞれに期待される一般的な効果（メリット）を下表に示す。

表 1-3 包括的民間委託の導入による効果

視点	期待される効果	内容
官	共同受注の対応による経験・ノウハウ蓄積	これまで単独では対応してこなかった、幅広い施設（分野）、業務を新たに経験し、ノウハウを蓄積することで、ビジネスの幅を広げることができる。
	効率的な人員・機械の配置・運用	複数年契約の場合、将来の業務量の見通しが付くため、人員・機械の確保や効率的な配置・運用、さらに新たな設備投資がしやすくなる。
	自主判断の処理による作業効率化	性能発注を導入する場合、対応の判断や対応後の確認等が省略されるため、業務の効率化を図ることができる。
	創意工夫の発揮(利益確保)	性能発注を導入する場合、裁量の余地が大きいため、創意工夫によりコストを削減しやすい。
	地域（自治会等）との関係構築	発注者の作業を一部代替することで、より地域に密着した関係構築が可能となり、住民の要望に適した効率的・効果的なサービスの提供を行うことができる。
民間	発注コストの縮減	一度に複数の業務を実施したり、資材をまとめて調達したりすることで、コストを縮減することができる。
	作業負担(手間・労力)の軽減	委託業務の件数が減るため、発注業務の負担を減らすことができ、業務の効率化を図ることができる。
	持続的な担い手の確保	入札参加者を継続的に確保できるようになり、地域の維持管理を継続的に実施できるようになる。
市民	発生事象に対する迅速な対応	官民の事務手続きが省略されることによって、意見・要望に対して事業者の迅速な対応が可能となる。
	地域雇用の維持・向上	地域の事業者の活用が高まることで、地域における雇用の維持が図られる。
	日常時・災害時の地域活動の維持	地域業者による維持管理体制が構築されることで、災害時の体制強化が期待される

※「社会資本の維持管理における包括的民間委託等の活用促進に向けた勉強会」資料等を参考に本調査で作成

1.5. 検討体制

(1) 庁内の検討体制

道路施設の維持管理は建設部の建設課及び上下水道課が担当する。包括的民間委託への移行については、建設課の維持管理に係る職員を中心に検討を行っている。

表 1-4 建設部各課の役割

部署	課	役割
建設部	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ■建設管理係 <ul style="list-style-type: none"> ・市道の境界、占用、認定及び廃止に関すること ・法定外公共物の管理、利用及び境界に関すること ・市道消雪施設工事補助金に関すること ・認定外道路及び私道整備補助金に関すること ・道路、河川における土木工事等の許可に関すること ・地価公示・地価調査に関すること ・緑化の推進に関すること ■計画整備係 <ul style="list-style-type: none"> ・道路、排水路、河川等の調査、設計及び監督に関すること ・都市計画の決定及び変更に関すること ・都市計画街路、都市公園等の調査、計画、施行等に関すること ・土地利用に関すること ・開発行為に関すること ・都市計画施設等の区域内における建築制限に関すること ・新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱に関すること ・平成 23 年豪雨災害に伴う、五十嵐川本川及び支川改修事業に係る関係者との協議、調整に関すること など ■維持係 <ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の維持管理に関すること ・市道の除雪に関すること ・排水施設等に関すること ・街灯及びカーブミラーに関すること ・都市公園、児童遊園、その他公園緑地及び街路樹等の維持管理に関すること など
建設部	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ■維持係 <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の維持管理など ■業務係 <ul style="list-style-type: none"> ・水道料金、下水道及び農業集落排水施設の使用料など ■水道工務係 <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の調査及び計画など ■下水道工務係 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業、農業集落排水事業の調査及び計画など

また、有識者や業界団体、自治会長協議会からなる「三条市公共施設包括的民間委託検討会」（委員長：長岡技術科学大学 高橋 修 教授）に諮りながら、持続的な地域維持型社会インフラ包括的民間委託の実現に向けた議論を行っている。

《検討会の所掌》

検討会は、次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- ① 包括的民間委託をする公共施設の選定に関する事。
- ② 包括的民間委託をする維持管理業務の内容及び基準に関する事。
- ③ 包括的民間委託の実施に係る評価に関する事。
- ④ その他包括的民間委託の実施に関して市長が必要と認める事。

※三条市公共施設包括的民間委託検討会設置要綱を参考に編集

(2) 現行業務開始までの検討経緯

現行業務開始までの本市における当該事業の検討経緯を下表にまとめる。

平成 26 年度から市内での検討を開始し、平成 28 年度までの検討結果をもって平成 29 年度から 2 か年の契約期間で現行業務を開始している。

表 1-5 検討経緯

年月	実施項目・内容等
H26.9	「三条市社会インフラ維持管理のあり方に関する検討会」を設立
H27.3	「三条市総合計画」を策定(包括的民間委託への移行を打ち出し)
H27.5	「三条市公共施設包括的民間委託検討会」を設立し、検討を開始
H28.3.30	「三条市公共施設包括的民間委託検討会」より、包括的民間委託を推進する提言書が市長宛に提出
H28.4	提言書を受け、H29年度より実施する包括的維持管理業務の具体的な内容(包括する業務、維持管理基準(案)、入札参加資格等)の検討を開始
H28.4.27	市内の建設業を含む維持管理業者を対象に、提言書の説明会を開催
H28.7.1	第1回意見交換会を開催(市内の業界団体ごと)
H28.11.25	第2回意見交換会を開催(市内の建設業を含む維持管理業者対象)
H29.1.6	公告(公募型プロポーザル方式)
H29.3.6	業務委託契約締結
H29.3.23	業務実施区域内地元説明会(関係自治会長対象)39自治会 ⇒ 住民へ事業開始の周知(チラシ配布・回覧)
H29.4.1	業務開始 ※嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託(～H31.3末予定)

2. 現行業務の概要

平成 26～28 年度までの検討結果を踏まえ、平成 29 年 4 月より道路、公園、水路の日常管理や災害時の緊急対応を対象とした包括的維持管理業務委託（現行業務）を開始した。業務の概要一覧を下表に示す。各項目の詳細は次頁以降に詳述する。

表 2-1 現行業務の概要一覧

項目	内容
業務名	嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託
契約業者	4業者による共同企業体 (うち土木2、電気1、造園1)
契約年数	2年(H29～30年度)
契約金額	総価契約:1億円(5千万円/年)
対象区域、施設	市街地(嵐北)の一部地域 (対象施設は下表のとおり)
対象業務	相談窓口、巡回業務 道路・公園・水路の維持管理業務
業務実施基準	業務要求水準書に基づき判断 通常の維持管理を超える案件(50万円以上/工事)は対象外
その他	業務実施状況は月例会議等で市へ報告

表 2-2 対象施設一覧

施設分野	施設	種別	施設量
道路施設	市道	1級市道	15.9km
		2級市道	3.7km
		その他市道	90.3km
	橋梁	RC橋	0橋
		PC橋	2橋
		鋼橋	3橋
	道路照明灯		68基
	防犯灯		業務実施区域内の施設
	消雪パイプ	散水パイプ	20.6km
		消雪井戸	37基
街路樹	高木	197本	
	中低木	業務実施区域内の施設	
公園等施設	公園	都市公園	5箇所
		児童公園	6箇所
		その他の公園	1箇所
		緑地	19箇所
駅前広場	駅前広場	2箇所	
排水路	水路		業務実施区域内の施設

(1) 入札者（構成員）の資格要件

現行業務において定めた資格要件及び理由に関しては表 2-3 に示すとおりである（受注者の体制イメージ図は図 2-1 に示す）。

組織構成員数に関しては、将来的に持続可能な地域の建設業者の構築を目指すという観点も踏まえ、構成員を複数業者とすることにより、地域全体でノウハウの積み上げを図れるようにした。

表 2-3 参加資格要件・理由

要件	内容	理由
組織 構成員 数	共同企業体とする。	事業協同組合スキームは否定するものではないが、包括的維持管理業務委託は試行的要素があるため、組織を構築するために物理的に時間がかかる事業協同組合は導入しないこととし、参加資格は、3 者以上で構成する共同企業体とする。
	応募グループは、3 者以上、10 者以内で構成すること。	単独で実施できる企業は存在しているが、「地域は地域で守る」という包括の理念を踏まえて 3 者で実施するものとした。また、これにより業者間の増乗効果も期待するものである。 一方、構成員数が多すぎる場合、業務の円滑な実施が困難になる可能性があることを踏まえて、地域維持型 JV の要件も踏まえて 10 者以内とした。
建設業 法の許 可	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種である土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業の許可を得ている構成員を 1 者以上含むこと。なお、代表者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種である土木工事業の許可を得ている構成員とすること。	建設業法の許可を求めたものは、補修業務等の実施において、建設会社のノウハウを要求するため。 代表者について、土木工事業の許可を得ていることを求めたのは、業務の実施に際して、総合的な企画、指導、調整を要求するため。
格付	三条市建設工事入札参加資格者名簿（平成 27・28 年度）において、土木一式工事で格付等級が B 以上で登録されている構成員を 1 者以上含むこと。	土木一式工事で格付等級が B 以上で登録されている構成員を求めているのは、中心的な企業に能力を要求するため。
事務所	構成員は、三条市内に本社、本店又は営業所を有する者であること。	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応を担うことを要求するため。 なお、再委託については、本社、本店又は営業所要件はない。
受注実績	過去 5 年間に三条市から次に示す各業務を元請として受注した実績がある構成員 （除雪、舗装補修、江濞、漏水補修、電気工事、樹木等維持管理）	当初業務の実施に際しては、これまでのノウハウの活用を要求することから、三条市からの受注実績を重視することとした。 なお、電気工事、樹木等維持管理については現在、主として事業協同組合が元請として業務を受注している現況を鑑み、事業協同組合の組合員として業務を実施している場合でも可とした。

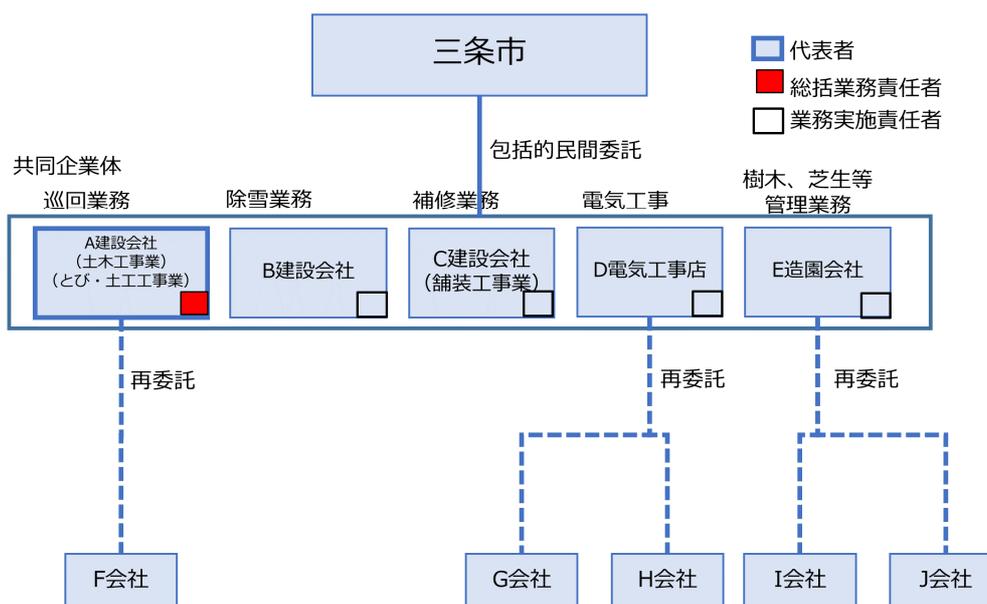


図 2-1 受注者の体制イメージ（共同企業体、事業協同組合は含まない）

(2) 技術者要件

1) 技術者要件の考え方

配置予定技術者については、確実な業務の実施のため、以下の資格、業務実績等を要求するものとして整理した。

受注者は、本委託を実施するにあたり、「総括業務責任者」、「業務実施責任者」、「作業員」、「除雪作業員」を配置する。

なお、業務で配置する技術者に関して、他の業務や工事の現場代理人、主任技術者となることについて包括的維持管理業務委託では規定しない。

- 総括業務責任者を1名配置できる者であること。
- 「巡回業務」、「除雪業務」、「補修業務」、「樹木、芝生等管理業務」、「電気工事」の各業務について、業務実施責任者を配置できる者であること。
- 作業員を配置できる者であること。
- 除雪作業期間においては、除雪業務に係る除雪作業員を配置できる者であること。

表 2-4 技術者の役割及び業務の実施に必要な資格

名称	役割	必要な資格
総括業務責任者	本業務の管理を行う責任者	技術士（総合技術監理部門 「建設」または建設部門） 1 級又は 2 級土木施工管理技士
業務実施責任者	本業務のうち、各業務の責任者	次項、表 2-5 参照
作業員	各業務の担当者	業務ごとに必要な資格は、法的要件と同様

2) 総括業務責任者

総括業務責任者とは、本業務の管理を行う責任者としての位置づけとなる。

なお、総括業務責任者は建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有する者を想定し、事業規模の関係から専任は求めないものとした。

3) 業務実施責任者

業務実施責任者として、以下の資格及び業務経験を有する者を配置することとした。

業務実施責任者間の兼務は原則不可としているが、巡回業務実施責任者に関しては、総括業務責任者又は業務実施責任者との兼任を認めることとした。これは、巡回業務を、全体マネジメント業務又は補修業務と一体化して実施する体制が、本業務において更なる効果を発揮することが想定されたためである。

表 2-5 業務実施責任者に求める資格および/または業務実績要件（案）

業務実施責任者	必要な資格	業務実績
巡回業務	技術士（総合技術監理部門 「建設」または建設部門） 又は 1 級又は 2 級土木施工管理技士	（現在は、市直営で実施しているため、業務実績がないのはやむを得ないものと判断。）
除雪業務	技術士（総合技術監理部門 「建設」または建設部門） 又は 1 級又は 2 級土木施工管理技士	除雪
補修業務（路面、舗装、構造物、里道、水路 等）	技術士（総合技術監理部門 「建設」または建設部門） 又は 1 級又は 2 級土木施工管理技士	道路補修 舗装補修 江渫
樹木、芝生等管理業務（道路公園の樹木、芝生管理、除草等）	技術士（総合技術監理部門 「建設」または建設部門） 又は 1 級又は 2 級造園施工管理技士	樹木等維持管理
電気工事（照明、電気設備 等）	技術士（総合技術監理部門 「建設」または建設部門） 又は 1 級又は 2 級電気工事施工管理技士	電気工事

(3) 契約・発注方式

公共工事の契約・発注方式として、代表的な競争入札方式（従来型）、総合評価一般競争入札方式及び公募型プロポーザル方式が挙げられる。本業務において、これらの発注方式を採用した際の比較を表 2-6 に示す。

比較の結果、本業務は、過去の直営分、委託業務の実績について、蓄積が十分とは言えず、優先交渉権者の選定後、業務を実施する前に、業務の実施条件等について詳細を協議する必要があると考えられることから、公募型プロポーザル方式を採用した。

表 2-6 契約方式の比較（概要・得失）

	競争入札方式 (従来型)	総合評価一般競争入札方式	公募型プロポーザル方式
概要	<ul style="list-style-type: none"> 自治体作成の仕様に基づき入札を行い、<u>価格により契約を締結</u>する。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>評価点の最も高い提案を行った者を落札者として契約</u>を締結する。(○) 	<ul style="list-style-type: none"> <u>評価点の最も高い提案を行った者を優先交渉権者として契約交渉を行い、随意契約</u>を締結する。(○)
公募時の条件	変更不可	<ul style="list-style-type: none"> 原則、変更不可 	<ul style="list-style-type: none"> 変更の余地有り
特徴	<ul style="list-style-type: none"> スキームが確立されている。(○) 価格だけで落札業者を決定するため、透明性が(○) 利用者の安全性、利便性など価格以外を考慮することができない。(×) 民間ノウハウを活用することが難しい。(×) 	<ul style="list-style-type: none"> 公募型プロポーザル方式に比較して、契約交渉が比較的短期間(△) 落札者と契約の締結に至らない場合、随時契約は落札金額の範囲内でなければならないため、次順位者の提案価格が落札者より高い場合は契約締結が困難であり、再度、入札をやり直すこととなる。(×) 予め価格その他基準を定めようとするときは、学識経験者の意見を聞かなければならない。(×) 事情内容が複雑な場合、仕様の検討及び決定に期間を要する。(△) 	<ul style="list-style-type: none"> 優先交渉権者選定後の契約<u>交渉が可能</u>(官民間の適切な役割分担を構築することが可能) 契約交渉の結果、優先交渉権者との契約が困難な場合には、次順位者との交渉が可能(○) 総合評価一般競争入札方式に比べて、契約に期間を要する。(△)
適した分野	<ul style="list-style-type: none"> <u>仕様が確立されており、民間ノウハウ活用の余地が少ない事業</u>(×) 	<ul style="list-style-type: none"> <u>性能仕様を予め定めることが容易な業務</u> 業務の内容及び水準が長期的に安定している事業(△) 	<ul style="list-style-type: none"> <u>性能仕様を予め定めることが難しい業務</u> 業務の内容及び水準について募集時点で変動の可能性の高い事業
評価	×	△	○

(4) 事業者選定の考え方

事業者選定基準として、業務実績（会社、技術者）、技術提案の大きく2つの視点がある。それぞれの考え方を整理し、事業者選定基準を下表のとおり設定した。

表 2-7 業務実績（会社、技術者）の視点

項目	ポイント
会社の実績	・会社として業務を実施するための実績を有しているか
総括業務責任者の実績	・総括業務責任者は、業務を実施するために必要な資格、経験を有しているか
業務実施責任者の実績	・業務実施責任者は、業務を実施するために必要な資格、経験を有しているか
組織について	・構成員（組合員）間で適切な業務分担となっているか ・災害発生時など、緊急時に対応可能な組織が構築されているか

表 2-8 技術提案の視点

項目	ポイント
効率的な巡回による要補修箇所 の早期発見と計画的で 適正な執行に対する着目点	・梅雨、台風、雪、夏の渇水等に対応した巡回、閉散期を活用した道路補修箇所の把握等、時期の特性を踏まえた巡回パトロールにおける工夫がみられ、補修箇所の早期発見が確実に期待できるか。 ・巡回パトロールから補修対応への体制が明確であり、迅速かつ円滑な対応が確実に期待できるか。 ・補修記録のデータ蓄積・整理による補修計画の作成等、計画的かつ効率的な執行管理が期待できるか。 ・自主基準を設定している等、その他に評価できる提案があるか。
災害（大雨、台風等）による 被害を軽減するための事前 対策に対する着目点	・排水路の堆積土砂の事前確認、計画的な江渌の実施、排水路ごみ等の定期的な処理回収等、水害等を未然に防止するための事前対策が明確かつ具体的であり、高い実現性が期待できるか。 ・冠水常習地の土納積み、排水路の点検処理確認等、大雨や台風などの警戒時における対策が明確かつ具体的であり、高い実現性が期待できるか。 ・災害応援協定等を既に締結している又は自主基準を設定している等、その他に評価できる提案があるか

(5) 契約年数（事業実施期間）

道路、公園など分野を跨いだ社会資本の包括的民間委託については、全国にその事例がほとんどないことから、道路及び河川分野等での事例も参考に事業実施期間を設定した。

先進事例をみると、道路、河川分野では指定管理者制度で3年、包括的委託で半年～5年と長期間の契約もあった（表 2-9）。また、市内の公園のうち指定管理者による運営、維持管理がされている事例を見ると、指定期間は5年となっている（表 2-10）。

表 2-9 国内の先進的な取り組みにおける契約手法と契約主体

制度	発注者	分野	選定方式	契約期間	契約主体
指定管理者制度	北海道大空町	道路 ・河川	公募型プロポーザル方式	3年	大空総合管理協同組合
	北海道清里町	道路 ・河川	公募型プロポーザル方式	3年	株式会社清建工業
包括的委託	福島県宮下土木事務所	道路 ・河川	公募型プロポーザル方式	2年	宮下地区建設業協同組合
	福島県県中建設事務所	道路	公募型プロポーザル方式	1年	郡山地区建設業協同組合
	栃木県日光土木事務所	道路 ・河川	公募型プロポーザル方式	半年	日光建設業協同組合
	東京都府中市	道路	公募型プロポーザル方式	3年	前田道路・ケイミックス・第一造園共同企業体 (H26.12.1より変更)
	千葉市	下水道（中央浄化センター）	総合評価一般競争入札	5年	ヴェオリア・西原千葉市中央浄化センター等包括的維持管理委託業務共同企業体
	かほく市	上下水道※	公募型プロポーザル方式	5年	西原環境

ホームページ等の公表資料より整理

※かほく市上下水道

◎水道施設：取水施設（深井戸）、浄水場、ポンプ場、配水池など、管路を除く全ての施設

◎公共下水道施設：終末処理場、ポンプ場、管渠、マンホールポンプなど、全ての施設

◎農業集落排水施設：処理場、管渠、マンホールポンプなど、全ての施設

表 2-10 市内公園分野の指定管理者と契約期間

施設名称	分野	選定方式	期間	指定管理者
三条市グリーンスポーツセンター及び大崎山公園テニスコート	公園	公募	5年	さんじょう自然学校
中浦ヒメサユリ森林公園	公園	非公募	5年	中浦ヒメサユリ森林公園管理組合
保内公園	公園	非公募	5年	保内緑の里管理組合

しかし、当市にて初めて導入する包括的維持管理業務においては、長期間の契約とした場合、事業開始後に浮かび上がった問題、課題の修正の反映に時間がかかることもあり、望ましいとは言えない。一方、1年契約とした場合、受注者がノウハウを取得、創意工夫を発揮するための期間としては短すぎるものと考えられた。

以上より、現行業務の事業実施期間は2か年とした。

(6) 対象区域

現行業務の対象区域は下図のとおりである。

検討会での検討結果を受けて、「事業量の確保が見込まれ、維持管理体制の構築に不安がなく、区域の境界が明確化されやすい」として『市街地（嵐北）の一部地域』を対象区域として設定した。

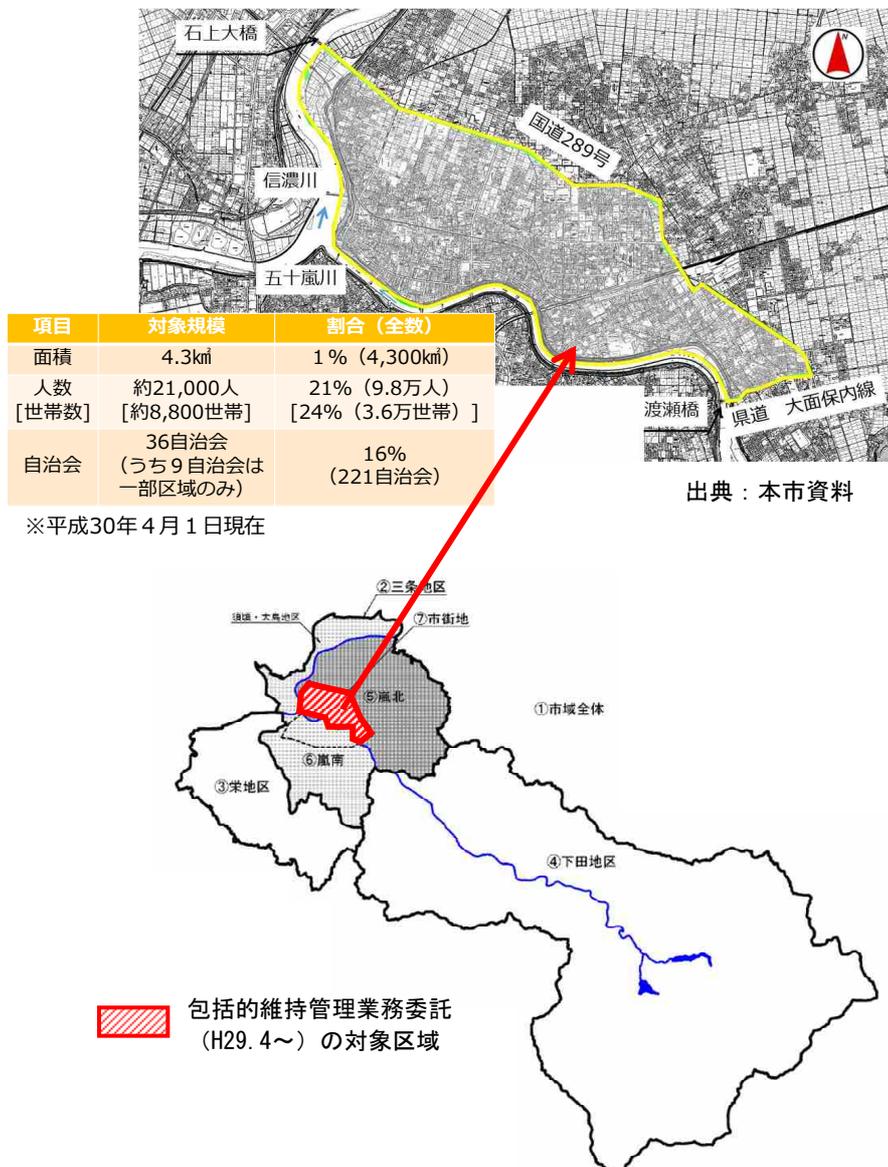


図 2-2 現行業務の対象区域

(7) 対象業務

対象業務の一覧を下表に示す。

対象とする業務範囲は、地元企業の体制構築や維持管理に対するノウハウの蓄積状況などを勘案して検討し、巡回や受付なども含む日常的な維持管理業務とした。

なお、上・下水道（管路）の維持管理業務に関しては、検討の結果、「お客様センター業務」が平成30年3月末に終了することを踏まえて、今後あり方を検討することとなったため、業務の項目に含めなかった。

また、農林道に関しては、包括的維持管理業務委託の包括区域内には該当する施設がないことから、業務の項目には含めなかった。

表 2-11 対象業務一覧

業務項目	業務内容
(1)計画準備業務	・本業務を実施するにあたり必要な準備 ・三条市実施業務の引き継ぎ準備
(2)全体マネジメント業務	・業務全体のマネジメント ・提出書類作成等 ・体制の構築、各工種への適切な人員配置 ・業務実施のスケジュール管理、 ・三条市との協議・調整 ・各種計画書や実施報告書の提出
(3)窓口業務	・利用者からの苦情・要望等の受付・電話対応 ・三条市が実施する業務の支援
(4)巡回業務	・施設の状況把握、異常事象の予防 ・事象発生時の対応 ・三条市等が管理する社会資本において必要な情報及資料の収集
(5)道路維持管理業務	市民の経済活動を支え、市民が安全安心に道路を利用できるよう、道路の状態を適正に維持管理
舗装補修業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認し、即時対応可能なものについて補修
側溝補修業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応
防護柵補修業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応
道路照明・防犯灯補修業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認し、即時対応可能なものについて補修
標識補修業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認し、即時対応可能なものについて補修
反射鏡補修業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認し、即時対応可能なものについて補修
消雪井戸補修業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応
消雪パイプ補修・ノズル調整業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応
電気設備補修業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応
除草業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応
清掃業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応
植栽等維持管理業務	植栽等維持管理計画に基づいて適正な時期に適正な維持管理
(6)公園等維持管理業務	「公園等維持管理業務の対象公園施設一覧表」に示す施設について、利用者の利用に資するよう維持管理
施設修繕業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応
遊具補修・設備保守業務	公園に設置されている遊具・設備が正常に機能しているかどうか、簡易的に点検異状を確認した場合は、遊具・設備の修繕
浄化槽清掃・定期点検業務	浄化槽法、その他基準に従い、必要な時期に必要な点検、清掃を実施
照明灯補修業務	照明灯設備について適切に維持管理 不点球は適宜交換
植栽等維持管理業務	植栽等維持管理計画に基づき、適正な時期に適正な維持管理
清掃業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合には取り除く
除草業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合は、速やかに対応
有償ボランティアを活用した公園等維持管理業務	・有償ボランティアに対するアドバイス ※有償ボランティアへの謝礼は三条市が支払い
(7)水路等維持管理業務	
江渚	
水路補修	日頃から水害を未然に防止する目的から排水等が適切に行われるよう、適正に維持管理
排水ポンプ補修	
除草	
(8)引継業務	業務受託物の業務終了にあたり、次期業務実施者との引継を行う

(8) 業務実施基準

業務実施基準は、民間事業者に期待する役割、民間の創意工夫が最大限に発揮されるよう性能規定の形で整理した。ただし、性能規定の採用が難しい工種は仕様規定を採用することとした。

業務要求水準書に示す実施基準の一覧を下表に示す。

表 2-12 業務実施基準

業務項目	業務実施基準(回数・管理水準など)
(1)計画準備業務	—
(2)全体マネジメント業務	【提出書類】 業務計画書:各業務開始前に提出 日報(巡回日報):毎月、月報として提出 受付簿:毎月、月報として提出 箇所別実施調書:毎月、月報として提出 【会議の設置・運営】 月齢会議:毎月 調整会議:年2回程度 引継会議:業務終了時
(3)窓口業務	下記を除く8:30~17:15 (1)日曜日及び土曜日、(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日、 (3)12月29日から1月3日までの日
(4)巡回業務	一級・二級市道(幹線市道):1か月に1周 その他市道:6か月に1周 都市公園:週1回、その他の公園:月2回、児童公園:月2回、緑地:月1回
(5)道路維持管理業務	—
舗装補修業務	幹線道路:速度制限を伴うなど円滑な交通を阻害する可能性がある場合 その他市道:事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合
側溝補修業務	事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合
防護柵補修業務	事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合
道路照明・防犯灯補修業務	支柱:事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合 光源:ランプ切れなどによる不点球を確認した場合
標識補修業務	支柱:事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合 標識版:標識版の視認性の低下を確認した場合
反射鏡補修業務	支柱:事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合 反射鏡:反射鏡の視認性の低下を確認した場合
消雪井戸補修業務	事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合
消雪パイプ補修・ノズル調整業務	事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合
電気設備補修業務	故障による機能不良を発見した際に対応
除草業務	視認性や走行性に著しく支障のある場合
清掃業務	道路施設の機能を著しく損なう場合 事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合
植栽等維持管理業務	利用者の視認性を著しく損なう場合 事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合
(6)公園等維持管理業務	—
施設修繕業務	事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合
遊具補修・設備保守業務	事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合
浄化槽清掃・定期点検業務	故障による機能不良を発見した際に対応
照明灯補修業務	支柱:事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合 光源:ランプ切れなどによる不点球を確認した場合
植栽等維持管理業務	利用者や周囲の住民の活動を阻害する場合 事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合
清掃業務	快適な施設利用を阻害する場合
除草業務	施設利用に著しく支障のある場合
有償ボランティアを活用した公園等維持管理業務	三条市が指定する公園の維持管理のうち、簡易な業務
(7)水路等維持管理業務	—
江渚	施設利用に著しく影響する場合
水路補修	施設利用に著しく影響する場合
排水ポンプ補修	施設利用に著しく影響する場合
除草	施設利用に著しく支障のある場合
(8)引継業務	受託者と次期業務受託者が異なる場合

(9) モニタリング方法

1) モニタリングの実施手順

包括的民間委託は、市民の安全確保・サービス向上のため、市と事業者が協働し、連携しながら業務を進めていくものであり、業務の改善は、市と事業者のコミュニケーションにより継続的に実施されるものである。

現行業務におけるモニタリングの実施手順を図 2-3 に示す。

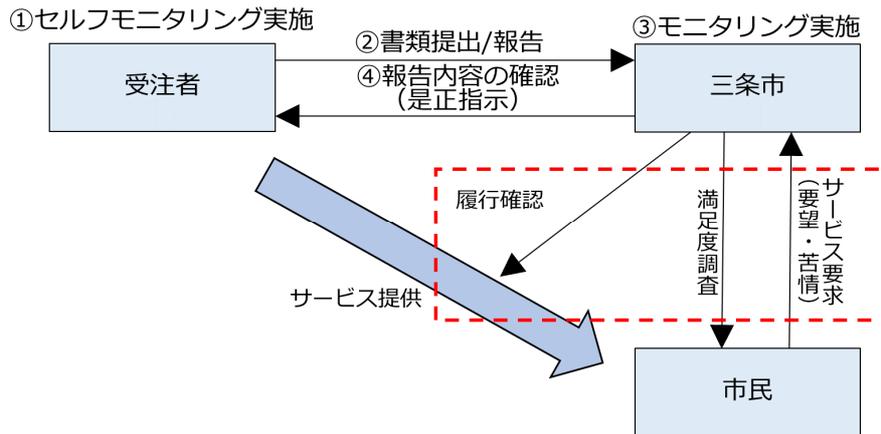


図 2-3 モニタリングの実施手順

2) 会議の設置・運営

現行業務の履行期間中において、本市と民間事業者の確実かつ円滑な情報共有や業務改善を進めるための仕組みとして、下表に示す会議の開催を規定した。

特に毎月開催する月例会議では、次の事項について事業者から本市に報告し、適正な業務進捗のモニタリングを図ることとしている。

表 2-13 会議の設置・運営要項

名称	具体的な内容	実施時期
月例会議	・月報をもとに業務実施状況の確認 ・業務の情報共有	毎月
調整会議	・現行業務の改善を目指すための会議	年2回程度
引継会議	・業務受託者が変更となった場合に行う	業務終了時

《月例会議における報告事項》

- ①業務実施状況の確認 → 要望に対する受付状況の確認
- ②実行予算について → 現状までの予算執行状況の確認
- ③懸念事項について → 事業を進める上での疑問点等を共有
- ④改善項目について → 市・業者双方から本業務に関する改善点を協議

3) 書類提出

現行業務の履行期間中において、本市と民間事業者の確実かつ円滑な情報共有を図るため、民間事業者に対して時期、内容を定めた書類提出を求めることとした。

表 2-14 提出書類の時期と記載内容

提出書類	提出時期	記載内容 (市でモニタリングする内容)
業務計画書	業務開始前（4月1日）までに提出する。 変更時は、変更業務計画書を提出する。	実施方法、実施体制、実施や判断の基準（市が定めた基準を踏まえて、受注者が要求水準を確保するための方法を記載） など
日報（巡回日報）	実施状況については日々整理し、毎月、月報として取りまとめ、翌月10日までに三条市に提出する。	日付、作業者、巡回地区（区間）、配置人員数等 など
受付簿	窓口業務の実施状況について、受付簿に記載する毎月、受付簿を月報として取りまとめ翌月10日までに三条市に提出する（市民からの通報については、受付簿とは別に、三条市に報告する。）	受付日時、依頼者、内容、対応者、対応種別、対応状況 など
箇所別実施調書	業務の実施状況については、箇所別調書に記載する。毎月、箇所別調書を月報として取りまとめ翌月10日までに三条市に報告する。	受付日時、依頼者、内容、対応者、対応種別、対応状況、処置、工種分類 など

(10) 有償ボランティア事業を活用した維持管理業務

本市では、「セカンドライフ応援ステーション」を開設し、現役を引退したセカンドライフ世代を対象に、就労支援、ボランティア等の情報提供を行っている。

有償ボランティア事業を活用した維持管理業務とは、高齢者が社会の担い手として活躍するための環境づくりの促進を目的とし、道路や公園などの維持管理のうち、簡易な業務について有償ボランティア事業を活用して実施するものである。

現行業務では、本市が指定した公園の公園等維持管理業務のうち、簡易な業務について、有償ボランティアにより実施している（表 2-15 参照）。事業者は有償ボランティアに対し、業務を実施するために必要なアドバイス（実施時期、実施内容、実施方法）を適切に行うものとした。なお、有償ボランティアへの謝礼は三条市が支払うものとしている。

表 2-15 有償ボランティア事業の対象施設及び業務内容

実施箇所	一ノ木戸ポプラ公園
業務	トイレの簡易清掃及び園内巡回（ゴミ拾い分別含む） 芝生等への灌水 落ち葉集積 など
謝礼	トイレの簡易清掃及び園内巡回（ゴミ拾い分別含む）500円/回 芝生等への灌水 500円/回

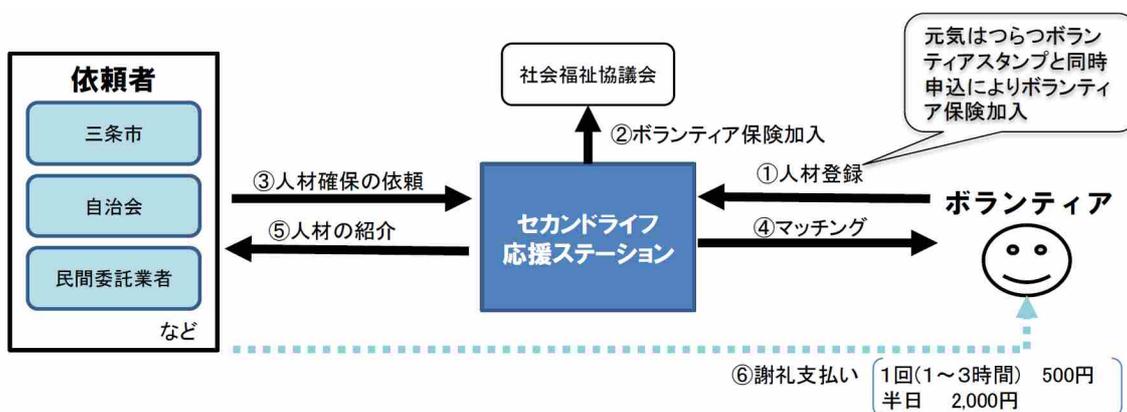


図 2-4 有償ボランティア事業の活用スキーム

3. 現行業務の検証

3.1. 実施状況の整理

3.1.1. 実施体制

(1) 組織体制

現行業務の受託者（以下、「事業者」という。）は、本市内に本社、本店又は営業所を有する土木工事業者（2者）、電気工事業者、造園業者の4者による共同企業体（JV）である。事業者の組織体制を下図に示す。

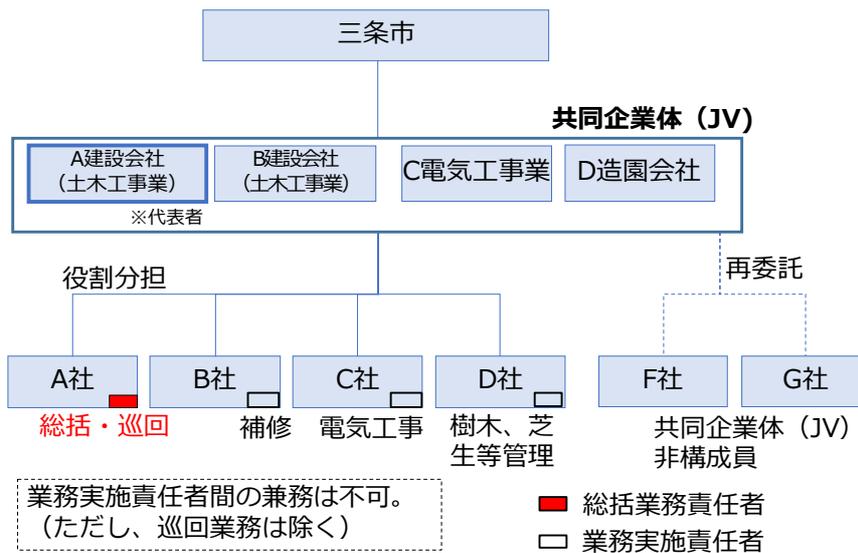


図 3-1 受注者の体制

(2) 業務責任者の資格・実績

事業者の総括業務責任者及び各業務実施責任者の資格・実績等を下表にまとめる。

表 3-1 業務責任者の資格及び実績

役割	保有資格	同種業務実績
総括業務責任者	1級土木施工管理技士	路面陥没修繕 など
巡回業務実施責任者 補修業務実施責任者	2級土木施工管理技士	補修、除草委託 など
電気工事業務実施責任者	2級電気工事施工管理技士	道路照明修繕工事 など
樹木、芝生等管理業務実施責任者	1級造園施工管理技士 1級土木施工管理技士	芝生維持管理業務、樹木植栽・樹木移植・張芝 など

※同種業務：道路補修、舗装補修、江漕、電気工事、樹木等維持管理業務

(3) 各業務の実施体制

1) 巡回業務

巡回業務で発見・確認されたすべての事象について、統括業務責任者は状況を把握し、維持工事範囲内（50万円未満）であれば維持管理業務への対応指示を行っている。なお、統括業務責任者を通じて発注者への報告を基本としているが、業務内容の専門性や地域性を考慮し、JVの各構成員がそれぞれ直接発注者に報告し、対処を求めることで効率化が図られている。

また、維持工事範囲外（50万円以上）のものについては状況を取りまとめ、月例会議等で管理者である三条市建設課維持係へ報告を行っている。

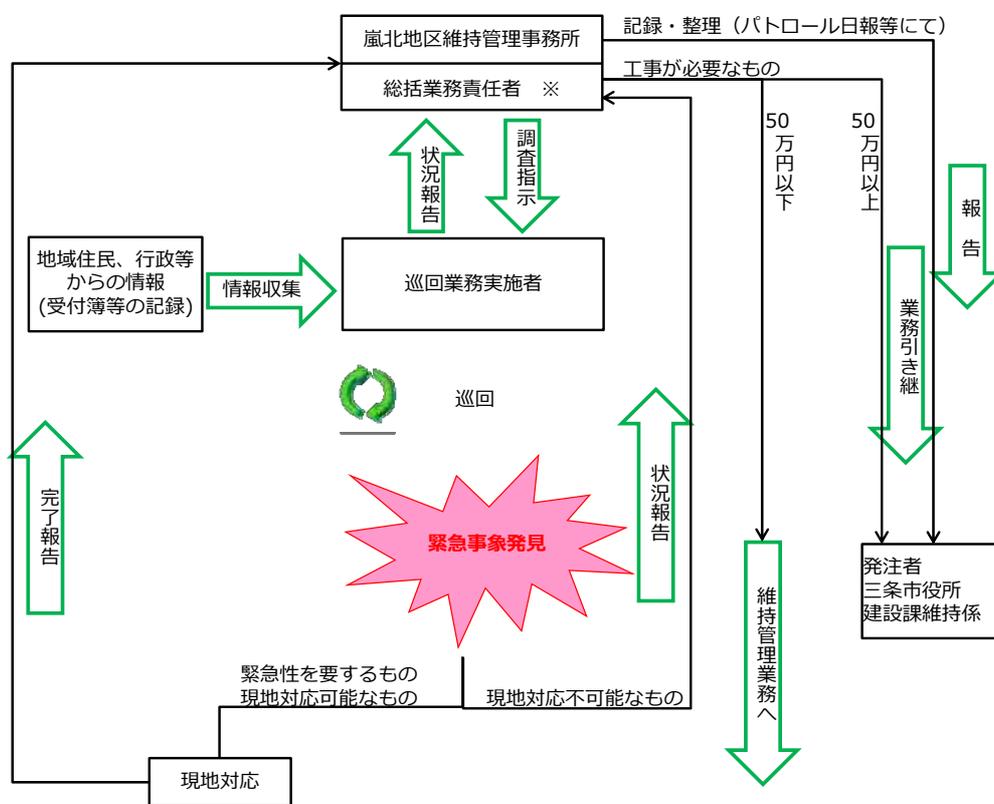


図 3-2 巡回業務実施フロー

2) 窓口業務

窓口業務で市民等から受けた意見・要望に対して、状況に応じて総括業務責任者が対応を指示している。

緊急性の低い事象に対しては、巡回業務のフローに流し、状況を踏まえたうえで対応（実施・保留）を決めることとしているが、利用者である市民に影響を与える可能性があるなど、緊急性の高い事象に対しては、補修業務担当者へ迅速に指示を行うこととしている。また、緊急性の高い事象が発生した場合は、維持管理業務の範囲内外に関わらず管理者へ報告を行うこととしている。

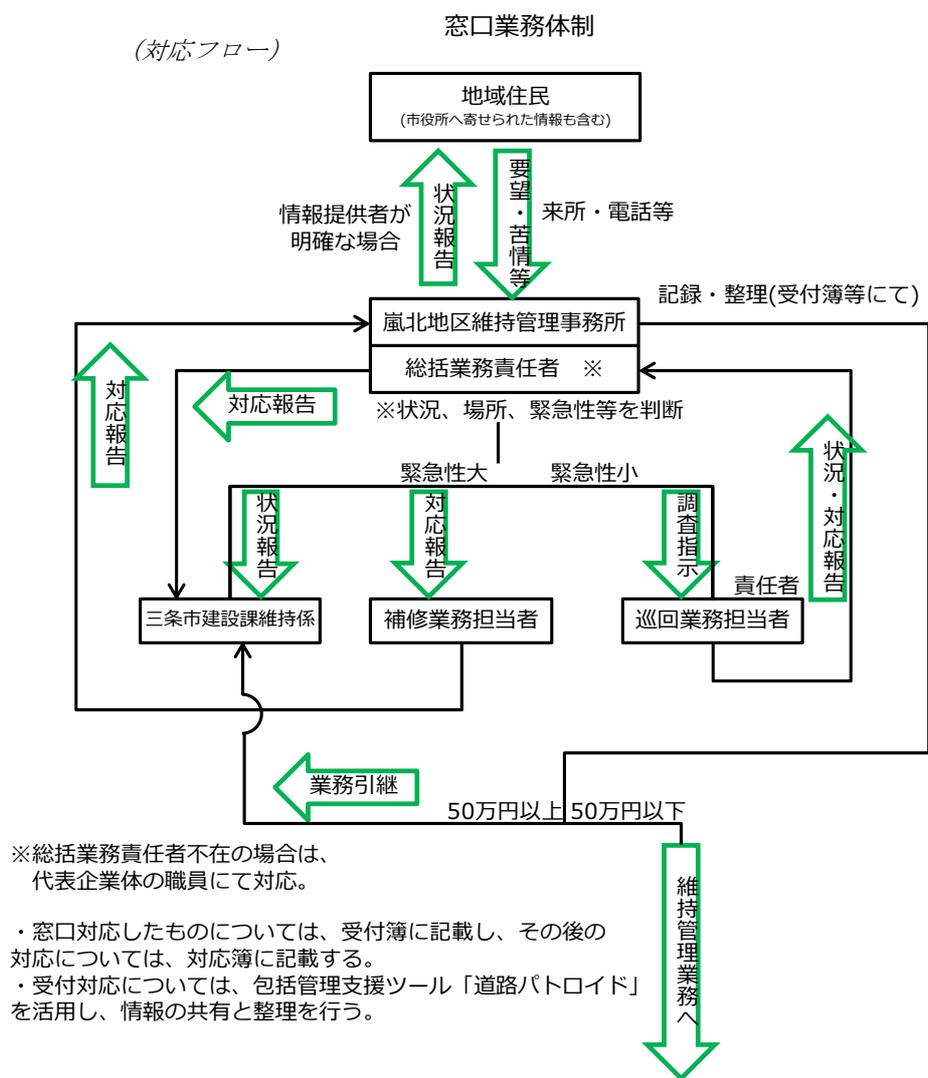


図 3-3 窓口業務実施体制

3) 維持管理業務

維持管理業務の範囲内（50万円未満）で要対策と判断された事象については、(1)に示した各業務の担当企業への割り振りを行い、対応・とりまとめの上で総括責任者より管理者である三条市建設課維持係へ報告を行っている。

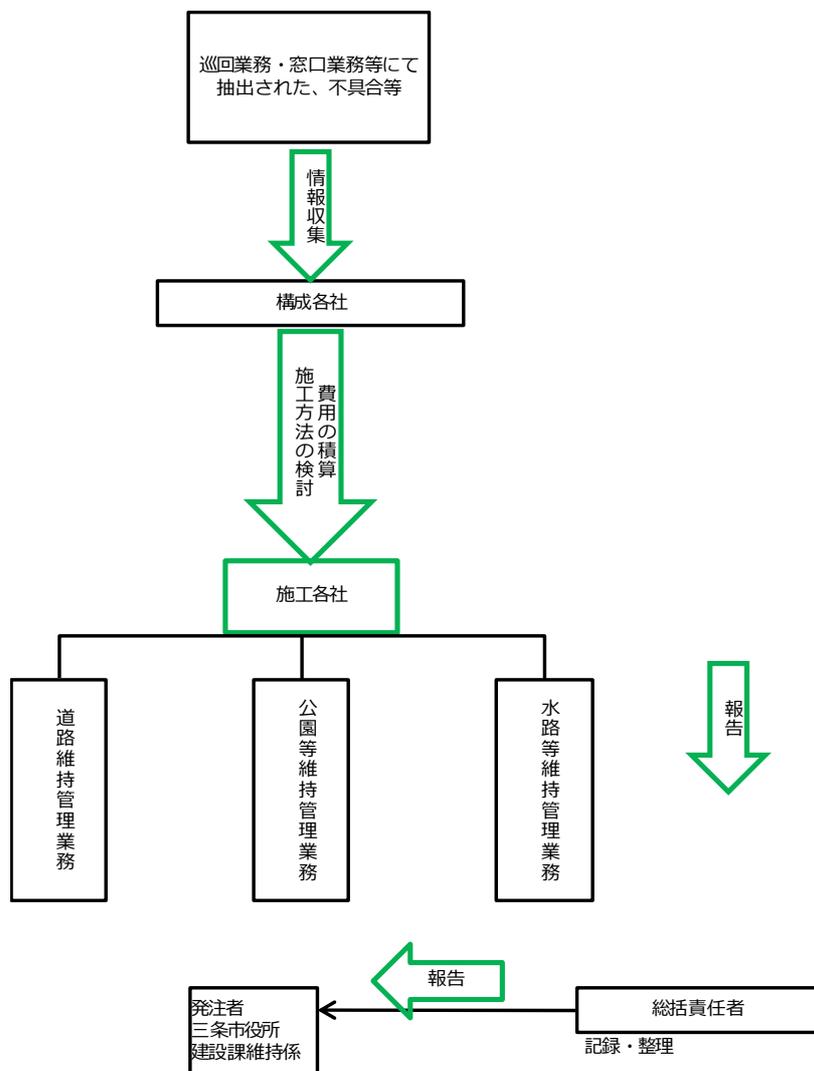


図 3-4 維持管理業務の実施体制

3.1.2. 維持管理業務の対応状況

現行業務における実績の作業数量を事業者が発注者に提出する次の書類から抽出した。
なお、平成30年度の実施分については、4月～10月までの7ヶ月間としている。

《書類》

- ・ 日報（巡回日報）
- ・ 受付簿・対応簿一覧表（箇所別実施調書）
- ・ 予算推移表

《集計期間》

- ・ H29年度：平成29年4月～平成30年3月（12ヶ月間）
- ・ H30年度：平成30年4月～平成30年10月（7ヶ月間）

(1) 巡回業務

巡回業務の実施状況を表3-2に示す。これより以下のことが言える。

- ・ H29年度の業務開始当初は、台風・大雪等の災害や交通事故等の緊急パトロールが多く（図3-5参照）、月による出動回数（7～17回）にバラツキがある。H30年度は8～11回と改善されている。
- ・ 1ヶ月間の作業時間は両年度ともに平均5.4（日／月）であり、従前の市職員対応状況から算出した4（日／月）程度と比較して若干多い。
- ・ 作業人数は、H29年度は平均1.9（人／回）に対して、H30年度は平均1.5（人／回）となっている。これは出動回数が当初予定より多いことを踏まえ、1回の作業人数を減らすことで、業務執行予算の調整が図られたからである。
- ・ 1回当たりのパトロール時間は、約半日（3時間～5時間半程度）としている。H29年度に比べて、H30年度は1回当たりのパトロール時間を長くし、出動回数を減少させることで、効率化が図られている（図3-6参照）。

表 3-2 巡回業務の実施状況

月	出動回数		合計	作業人数		作業時間		作業時間※ (日)	人工 (人・日)
	通常	緊急		合計	平均	合計	平均		
	4月	11		6	17	33	1.9		
5月	12	3	15	26	1.7	54:30	3:38	6.8	12
6月	10	1	11	21	1.9	58:55	5:21	7.4	14
7月	7	10	17	30	1.8	53:50	3:10	6.7	12
8月	9	5	14	24	1.7	49:00	3:30	6.1	11
9月	8	1	9	17	1.9	34:30	3:50	4.3	8
10月	9	1	10	19	1.9	38:30	3:51	4.8	9
11月	10	0	10	20	2.0	43:45	4:22	5.5	11
12月	9	0	9	18	2.0	36:27	4:03	4.6	9
1月	5	6	11	22	2.0	46:45	4:15	5.8	12
2月	6	1	7	14	2.0	22:15	3:10	2.8	6
3月	8	1	9	18	2.0	28:13	3:08	3.5	7
平均	9	3	12	22	1.9	43:06	3:46	5.4	10

※1日を8時間として換算

月	出動回数		合計	作業人数		作業時間		作業時間※ (日)	人工 (人・日)
	通常	緊急		合計	平均	合計	平均		
	4月	8		0	8	16	2.0		
5月	11	0	11	20	1.8	44:17	4:01	5.5	10
6月	9	0	9	13	1.4	44:06	4:54	5.5	8
7月	9	0	9	12	1.3	45:30	5:03	5.7	8
8月	8	1	9	12	1.3	47:02	5:13	5.9	8
9月	9	2	11	15	1.4	43:08	3:55	5.4	7
10月	7	3	10	15	1.5	43:00	4:18	5.4	8
平均	9	1	10	15	1.5	43:01	4:31	5.4	8

※1日を8時間として換算

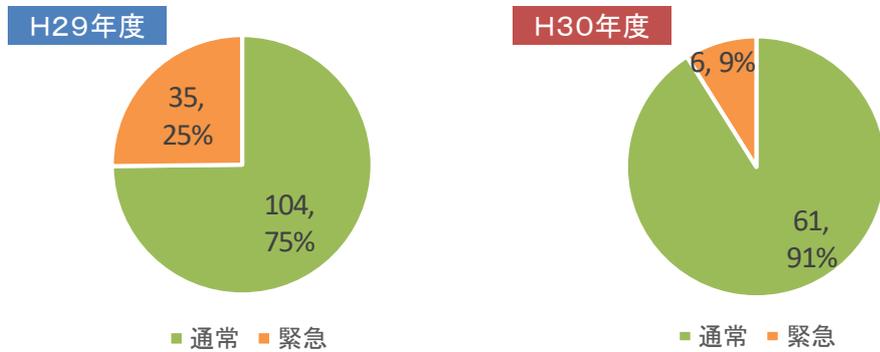


図 3-5 通常・緊急パトロールの内訳

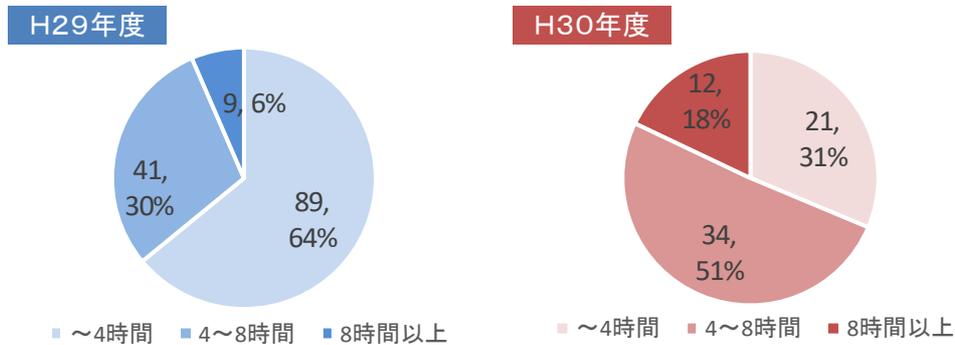


図 3-6 パトロール時間の内訳

(2) 窓口業務（苦情・要望の受付）

1) 工種別

窓口業務における維持工事に関する工種別の対応件数を表 3-3、図 3-7、図 3-8 に示す。これより以下のことが言える。

- H29 年度と H30 年度では、全体、工種別の双方で苦情・要望件数に大きな差はない。
- ひと月あたり 30 件以上を対応しており、このうち「舗装補修」と「側溝補修」が全体の半数程度を占めている。また、各業務の全体に占める割合をみても、6 割以上を道路維持管理業務が占めている。
- 一方で、公園等維持管理における「遊具補修・点検」や「浄化槽清掃・点検」などの対応は 0 件となっている。

表 3-3 工種別対応件数

大分類	小分類	対応件数		ひと月あたりの対応件数	
		H29年度	H30年度	H29年度	H30年度
道路維持	舗装補修	146	70	12.2	10.0
	側溝補修	65	50	5.4	7.1
	防護柵補修	5	2	0.4	0.3
	道路照明・防犯灯	14	7	1.2	1.0
	標識補修	0	4	0.0	0.6
	反射鏡補修	17	5	1.4	0.7
	消雪井戸補修	3	6	0.3	0.9
	消雪パイプ	5	4	0.4	0.6
	電気設備	0	0	0.0	0.0
	清掃業務	4	4	0.3	0.6
	橋梁補修	1	1	0.1	0.1
公園維持	施設修繕	21	24	1.8	3.4
	遊具補修・点検	0	0	0.0	0.0
	浄化槽清掃	0	0	0.0	0.0
	照明灯補修	11	0	0.9	0.0
	植栽等維持	19	17	1.6	2.4
	清掃業務	4	4	0.3	0.6
	除草業務	7	12	0.6	1.7
水路維持	江渚業務	33	17	2.8	2.4
	水路補修業務	9	7	0.8	1.0
	排水ポンプ補修	2	1	0.2	0.1
その他	事務対応	10	2	0.8	0.3
	その他	14	3	1.2	0.4
合計		390	240	32.5	34.3

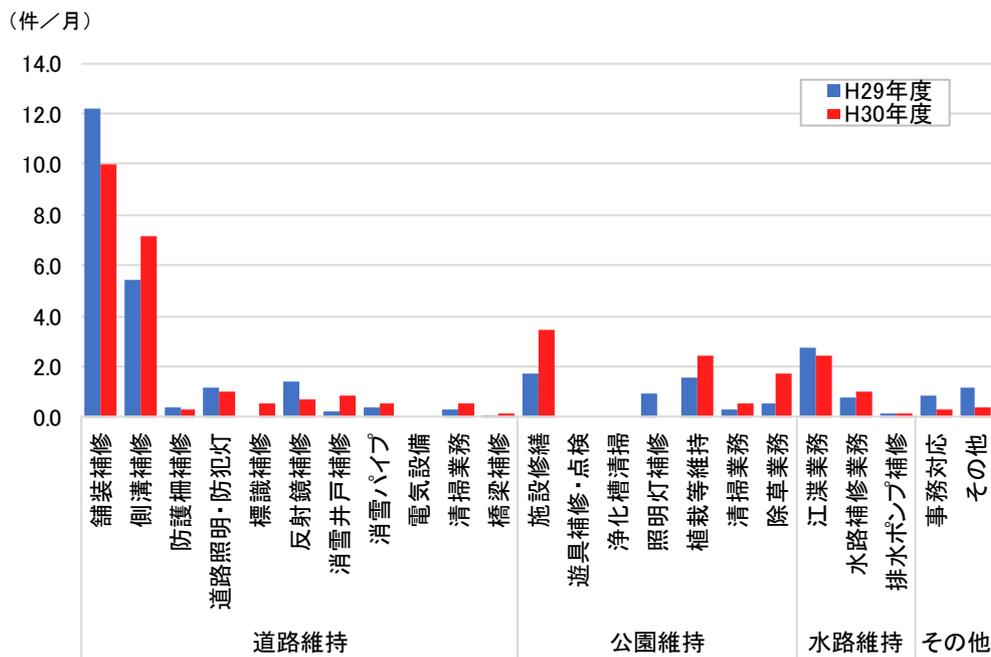


図 3-7 ひと月当たりの工種別の対応件数

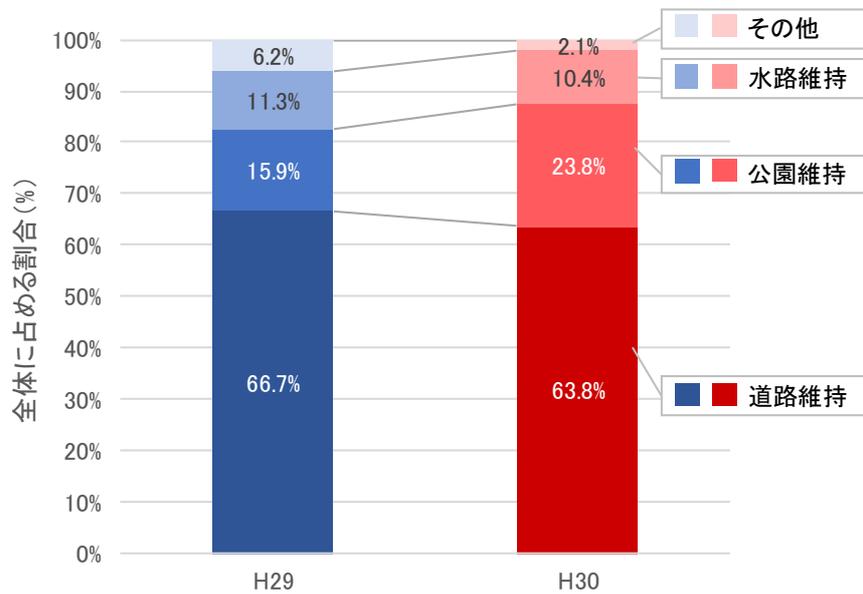


図 3-8 各業務分類の割合

2) 地域別

窓口業務における維持工事に関する苦情・要望の受付件数を自治会区域別に整理した結果を図 3-9 に示す。これより、以下のことが言える。

- 自治会によって意見・要望の件数にはバラツキがある。件数が最も多い本町では 89 件にのぼるが、東大崎では 1 件も意見・要望が寄せられていない。
- ※区域の広さ、人口密度や自治会区域を通る路線数などに留意が必要

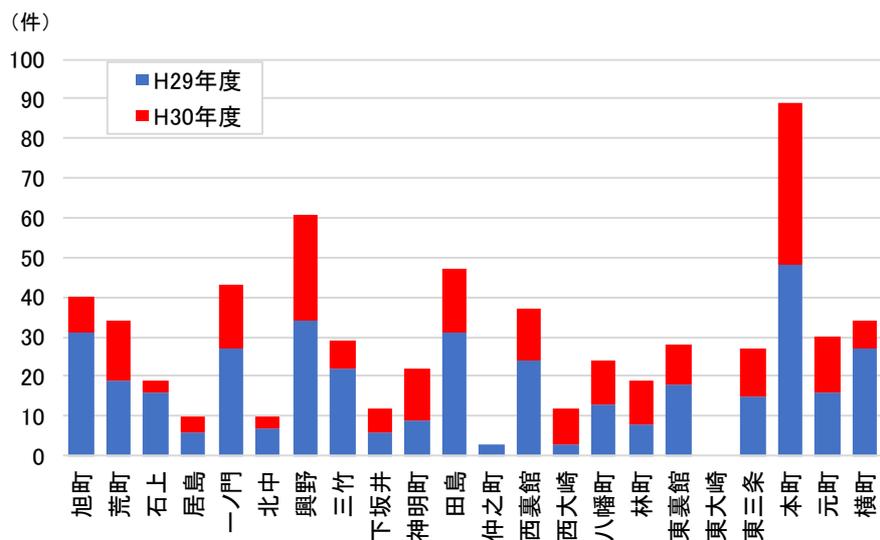


図 3-9 自治会区域別の意見・要望件数

3) 情報入手先別

窓口業務における維持工事に関する苦情・要望の受付件数（情報入手先別）を図3-10に示す。これより、以下のことが言える。

- 本市を經由して事業者へ苦情・要望が届くケースが全体の約7割と最も多く、これはH28年度とH29年度で変化はほとんどない。
- 市民から事業者窓口へ苦情・要望が寄せられるケースは、H29年度に比べてH30年度では微増しているものの、全体の1割程度と少ない。

※ 件数(全体に占める割合)

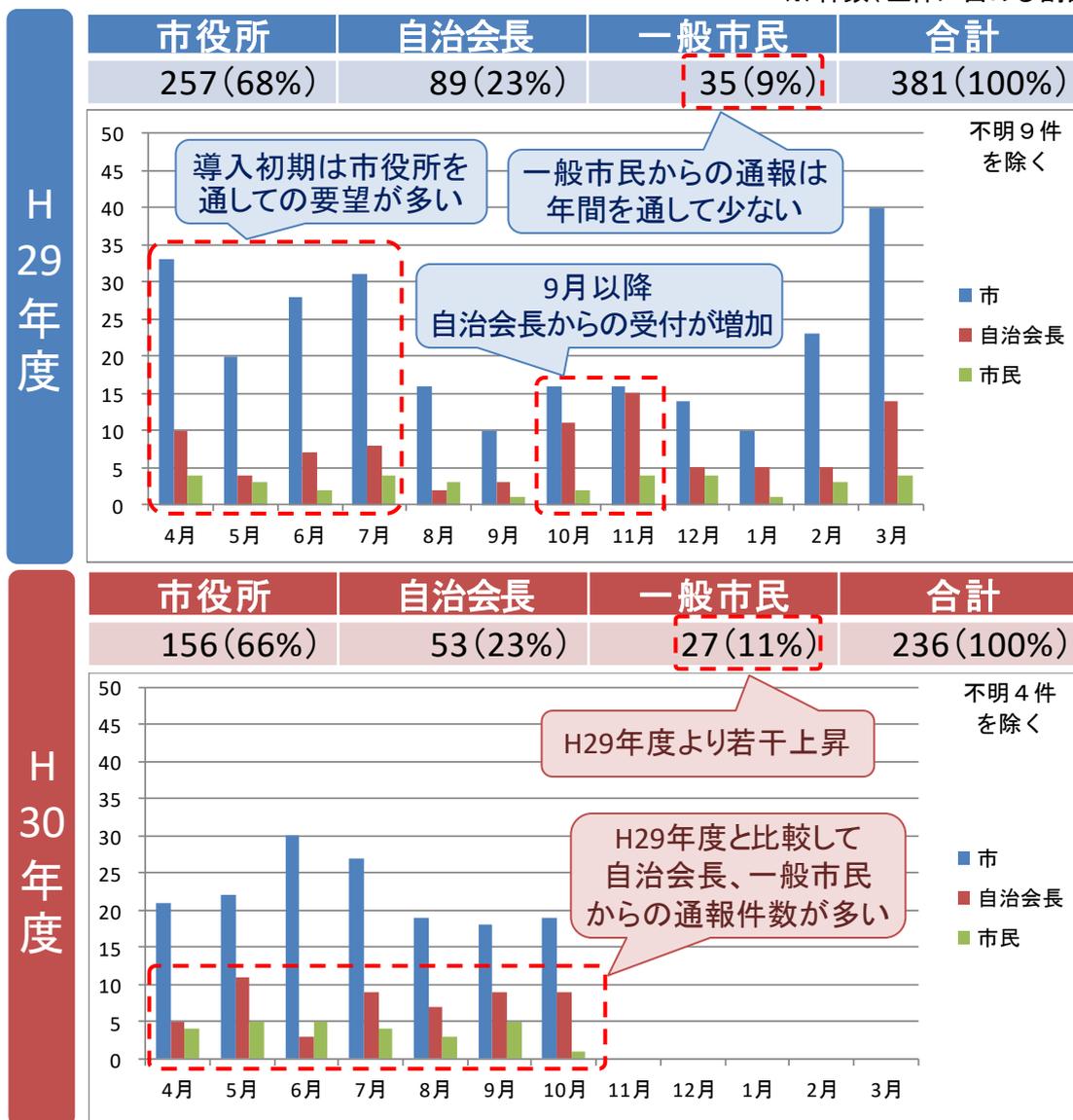


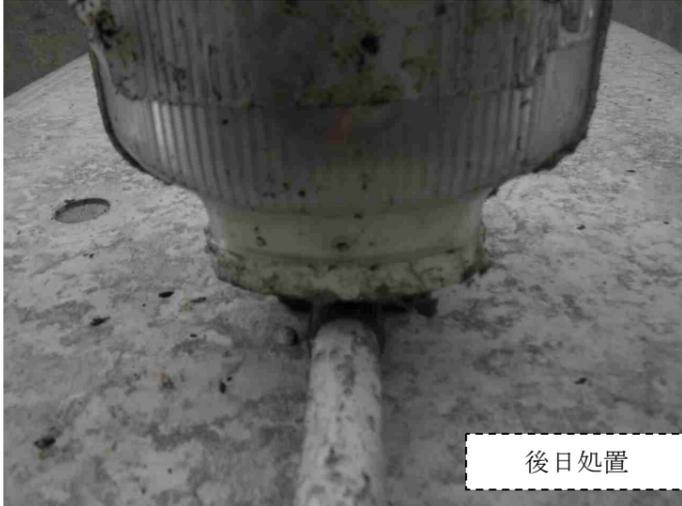
図 3-10 情報入手先の割合

【参考】発生事象に対する対応状況写真

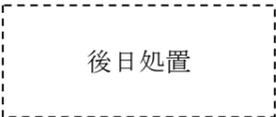
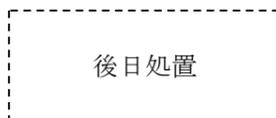
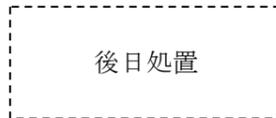
巡回や意見・要望等で確認された事象に対する対応状況写真を工種・事象の種類別に示す。

表 3-4 事象に対する対応状況写真

分野		施設		発生事象と対応状況の写真（平成 29 年 4 月～平成 30 年 10 月（19 ヶ月間））				
道路	舗装	ポットホール		段差		わだち掘れ		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">後日処置</div>
	側溝	グレーチング（破損）		蓋（段差）				<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">後日処置</div>

分野 施設		損傷・対応状況の写真		
道路	防護柵	ガードフェンス (損傷)	ガードレール (損傷)	ガードレール (破損)
				
照明	外れ	外れ	破損	不点灯
				
安全施設	デリニエータ (外れ)	デリニエータ (外れ)	デリニエータ (傾斜)	デリニエータ (損傷)
				

分野		施設		損傷・対応状況の写真			
道路	融雪設備	破損					
植栽等	インターロッキング (除草)		樹木 (枝折れ)		樹木 (視認障害)		
	樹木 (損傷)		樹木 (通行障害)		樹木 (添え木不良)		後日処置

分野		施設		損傷・対応状況の写真			
公園	施設	変形・破損 		照明不点 		その他 	
水路	水路	ゴミ詰まり 		大雨時の巡回 			
		損傷 		損傷 			

3.1.3. 業務執行予算の推移

現行業務における業務執行予算の推移を図 3-11 に、工事の実施者割合を図 3-12 に示す。これより、以下のことが言える。

- H29 年度、H30 年度ともに目標値を超過（H30 年度は 10 月末時点）

JV 非構成員（外注）による対応は全体の約 3 割程度とやや高めである（建設業構造基本調査（2014,国土交通省）によると、土木業種における 500 万円未満の完工高のうち外注費の占める割合（外注費比率）は 21.5%となっている）。これは、本業務受託者が、構成員以外の地元業者に再委託を行っているからだと考えられる。

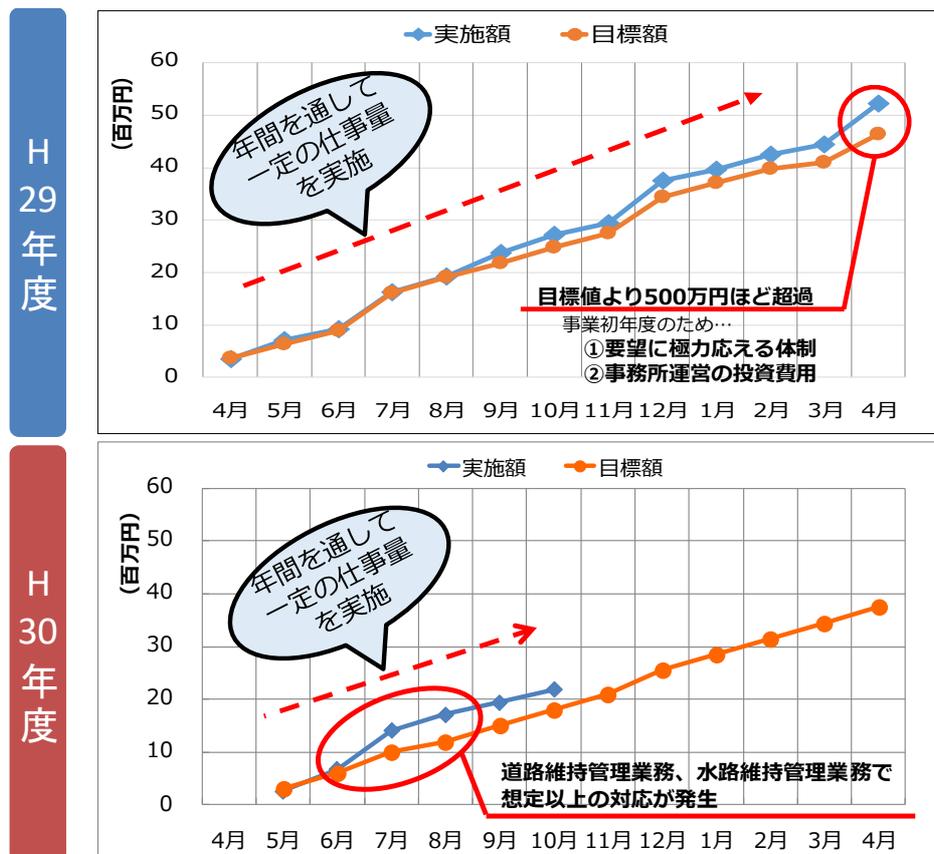


図 3-11 業務執行予算の推移

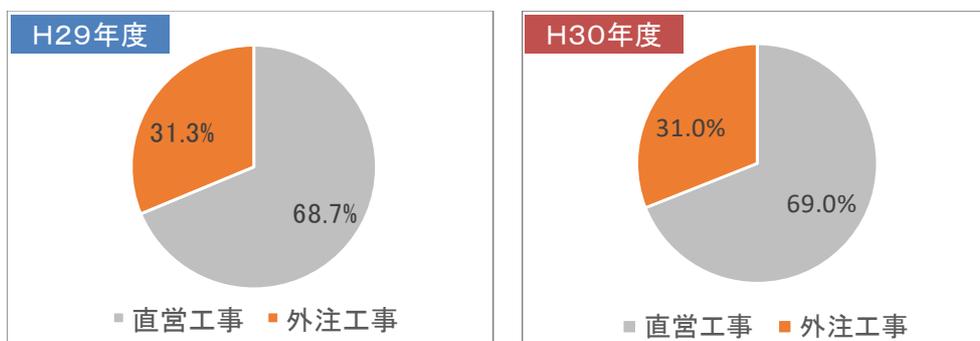
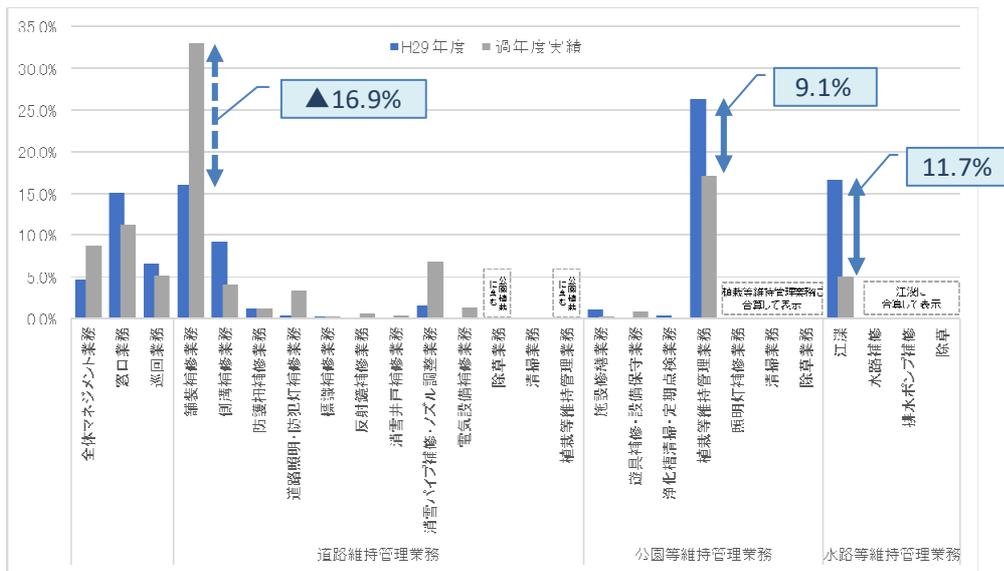


図 3-12 工事の実施者割合

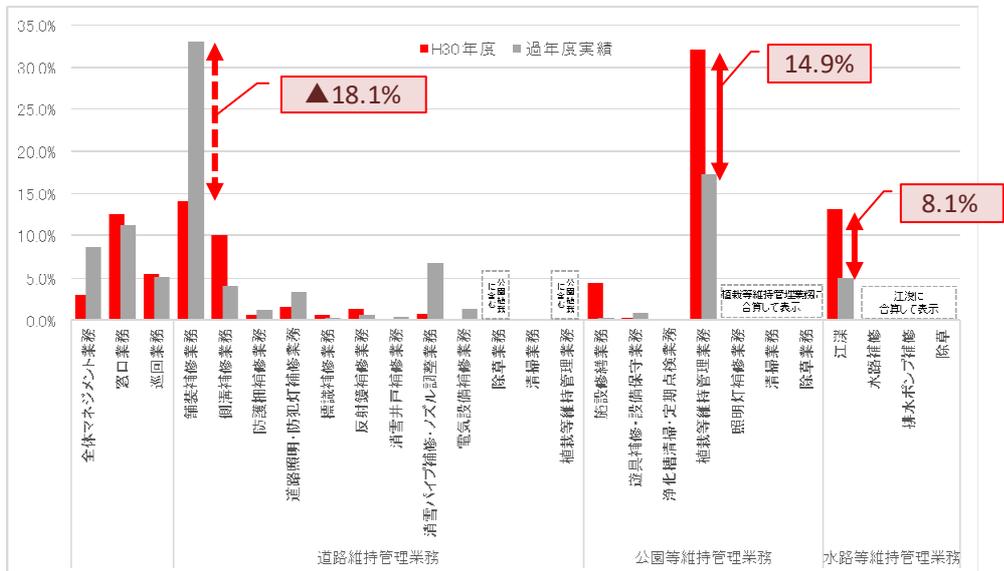
◆参考（工種別の業務執行予算と過年度実績の比較）

- H29年度、H30年度ともに同様の傾向である
 - ① 道路の舗装補修業務は過年度実績*より少ない
 - ② 公園の植栽維持管理、清掃、除草業務は過年度実績*より多い
 - ③ 水路等維持管理業務は過年度実績*より多い
- 排水路の江浚等、市民の要望に対して本市が十分に対応しきれていなかった業務が存在
- 執行予算が多く必要となった分は、舗装補修の対応減などにより補填

H 29 年度



H 30 年度



※H30年度は10月末までの参考値

《過年度実績》

- ✓ 従来、三条市が委託していた業務（H25～H27）の3か年平均
- ✓ 三条市が直営対応として実施してきた業務は、職員の業務実施時間をもとに換算
- ✓ 包括委託導入により必要となる業務は想定する数量（人数、日数）をもとに算出

図 3-13 業務執行予算（工種別内訳）

3.1.4. 有償ボランティア事業の活用状況

現行業務では、H29年度より公園等維持管理業務における「公園内の巡回及びトイレの簡易清掃」を行っている。また、事業者からの提案を受け、H30年度から「交通弱者の通行が多い歩道部」および「車両の入れない路地」における巡回や落ち葉清掃等を実施している。

しかしながら、今後加速度的に増加すると見込まれるセカンドライフ世代に対して、十分な活躍の場を提供できていないのが実態である。高齢者の活動形態（適用可能な範囲）を整理し、維持管理業務における事業の有効活用について検討する必要がある。

3.1.5. 自治会と事業者の交流会

現行業務では、H29年度、H30年度に1回ずつ、事業者が独自に対象区域内の自治会長を集め、「包括的維持管理業務」実施状況の報告や意見聴取などを行っている。また、その他地域のお祭りなどのイベントへ積極的に参加し、地域連携（自治会長の顔つなぎ）、相談事などを一緒に考えるなど良好な関係構築に努めている。

H30年度の“交流会”の概要を以下に示す。

(1) 概要

自治会と嵐北地区維持管理事務所の交流会

【日 時】平成30年9月26日

【参加者】自治会長24名

【内 容】①はじめに

②嵐北地区維持管理事務所の業務の流れ

③現在の業務実施状況

④地域のインフラの現状

⑤有償ボランティア制度を活用した維持管理

⑥今後の計画・方針

⑦質疑応答

(2) 自治会アンケート結果

本交流会に向けて、事前に自治会長宛のアンケートを配布し、36自治会中28自治会から回答があった。

アンケート結果の概要を次頁に示す。

自治会アンケート結果について

回答者：28自治会/36自治会中 回答率77.8%

1. 嵐北地区維持管理事務所に、直接要望等を出された事がありますか？

①ある 24名 ②無い 3名 ③その他(地元住民が直接要望 1名)

1-1. 「①ある」と答えた方
対応の方は、どうでしたか？

①良かった 22名 ②普通 1名 ③悪かった ④その他 ()

差し支えなければ理由も：

- ・事務所に電話したが連絡が付かなかった
- ・いつ頃、どうするか即答してくれて良かった
- ・電話の要望だったが、直ぐに対応してくれた
- ・気軽に相談が出来た
- ・当日対応してくれた
- ・対応が早い
- ・いつも迅速に対応してくれる
- ・現場確認後、すぐ対応してくれた
- ・対応が早く、とても良かった
- ・行動が早かった
- ・事務所に連絡したが、応答なし。建設課に電話した。

1-2. 「②無い」と答えた方
その理由は、なぜでしょうか？

①市役所の方が要望を出しやすい ②要望の出し方がわからなかった
③要望を出す必要が無かった 3名 ④その他 ()

2. 昨年同様、9月に地元自治会との交流会(9月26日(水)夜、若しくは27日(木)夜を予定)を計画していますが参加されますか？

①参加する 18名 ②参加しない 2名 ③未定 8名

2-1. 「①参加する」と答えた方
どのような事を聞いてみたいですか？(複数回答可)

①現在の業務実施状況 14名 ②維持管理事務所の仕組み 5名 ③地域のインフラの現状 9名
④有償ボランティア制度の活用 3名 ⑤今後の計画・方針 6名
⑥その他 (結果報告について)

2-2. 「②参加しない、③分からない」と答えた方
維持管理事務所の体制や地域のインフラの現状について関心がありますか？

①ある 5名 ②ない ③分からない 1名

差し支えなければ理由も：

- ・予算規模及び権限について
- ・いつ何があるか分からないから

3. 嵐北地区維持管理事務所の業務について、ご質問・ご要望等ございましたら、ご自由にお書き下さい。

- ・除雪要望、特に通学路、歩道の除雪をお願いしたい。
- ・要望や相談について、市の建設課と互いにやり取りされているのか？
- ・これからのインフラ整備に期待
- ・市役所との区切りは？
- ・今後、大雪が降った際の対応、又、集中豪雨時の冠水対策は考えているか(想定外で逃げないで欲しい)

3.1.6. モニタリング

(1) 会議の設置・運営

現行業務の履行期間中において、業務を円滑に進めるために三条市と事業者の確実かつ円滑な情報共有や業務改善を進めるための仕組みとして、下表に示す会議の開催が規定されている。

H30年10月末時点で、月に一度の月例会議は規定の回数を実施されている。調整会議はH29年度の間、年度末頃の2回開催している。

表 3-5 モニタリング（会議）の実施状況

名称	具体的な内容	実施時期	H30.7 末時点 の想定回数	実施回数 (実績)
月例会議	月報をもとに業務実施状況の確認、業務の情報共有	毎月	17	17
調整会議	現行業務の改善を目指すための会議	年2回程度	3	2
引継会議	業務受託者が変更となった場合に行う	業務終了時	—	—

(2) 提出書類

務開始時の業務計画書および巡回日報、受付簿は月報として規定回数を提出している。箇所別実施調書は、苦情・要望のあった事象の対応状況を受付簿と併せて整理し、週報として提出することで代替している。

表 3-6 モニタリング（書類提出）の実施状況

提出書類	提出時期	提出状況（実績）
業務計画書	業務開始前まで。 変更時は、変更業務計画書を提出する。	提出
日報（巡回日報）	実施状況については日々整理し、毎月、月報として取りまとめ、翌月10日までに三条市に提出する。	H30年10月まで 17回の月報を提出
受付簿	窓口業務の実施状況について、受付簿に記載する毎月、受付簿を月報として取りまとめ翌月10日までに三条市に提出する（市民からの通報については、受付簿とは別に、三条市に報告する。）	H30年10月まで 17回の月報を提出
箇所別実施調書	業務の実施状況については、箇所別調書に記載する。毎月、箇所別調書を月報として取りまとめ翌月10日までに三条市に報告する。	対応状況を受付簿と併せて整理し、週報として提出

3.2. 効果・課題の整理

3.2.1. 事業者ヒアリング

現行業務の実施状況について事業者ヒアリングを行い、現場で認識している実態を把握し、業務内容、設定区域、委託期間等の妥当性および包括的民間委託（仕組み自体）の事業効果や問題点を検討するうえでの基礎材料とした。

ヒアリングの概要は下表のとおりである。

表 3-7 事業者ヒアリングの概要

日時、場所	2018年9月27日（木） 15:00～17:00 事業者 維持管理事務所
ヒアリング対象	現行業務を受託する4者共同企業体
目的	(1) 業務実施の実態・問題点の把握 ・業務実施体制、業務内容別の実施状況 ・従来施工時との違い、オペレーション上の問題点 など (2) 包括的民間委託導入による事業効果・残された課題の把握 ・各業務プロセス（契約時、発見・処理、モニタリング）における作業の効率化、地域サービスの向上、事業環境の改善に係る事業効果 など ・委託期間、対象区域・施設（分野）拡大における留意点

ヒアリング時の配布資料ならびに議事録を次頁移行に示す。

(1) 配布資料

平成 30 年 9 月 27 日
日本工営株式会社

ヒアリング調査へのご協力をお願い

【調査の背景】

三条市建設課では、三条地区の嵐北（市街地）を対象として道路施設、公園等施設、排水路などの維持工事に係る包括的民間委託を平成 29 年度から試行的に施工しています。平成 29 年度の施工結果を受け、今年度は本手法の効果や課題について整理・分析し、平成 31 年 4 月から予定している次期契約に向けて、施設の長寿命化に資する点検や修繕業務への拡大及び高度化をはじめ、契約期間の長期化、区域や民間役割の拡大などの実現を目指した委託内容の改善検討を行っているところです。

そこで、本検討の参考とするため、事業者様が認識されている現行業務の施工状況の実態、包括的民間委託における効果や問題点などについて把握させていただきたく、ご協力をお願い致します。

【ヒアリング調査の目的】

- (1) 業務実施の実態・問題点の把握
 - ・業務実施体制、業務内容別の実施状況
 - ・従来施工時との違い、オペレーション上の問題点 など
- (2) 包括的民間委託導入による事業効果・残された課題の把握
 - ・各業務プロセス（契約時、発見・処理、モニタリング）における作業の効率化、地域サービスの向上、事業環境の改善に係る事業効果 など
 - ・委託期間、対象区域・施設（分野）拡大における留意点

【日 時】

平成 30 年 9 月 27 日（木）15：00～17：00（2 時間程度を予定）

【場 所】

嵐北地区 維持管理事務所

【ヒアリング対象】

現行業務を受託する 4 者協同企業体

【ヒアリング担当（業務委託先）】

日本工営株式会社 交通インフラマネジメント部 藤原、桑邊、竹内、横山
電話：03-3238-8198 FAX：03-3238-8251
e-mail：ml-sanjo-houkatsu@dx.n-koei.co.jp

【ヒアリング概要】

(1) 業務実施の実態・問題点の把握

別紙（整理表）参照

現在施工中の包括的民間委託では、道路施設、公園等施設、排水路など幅広い分野（施設）の維持管理への対応が要請されています。導入にあたっては三条市内部で慎重な議論・検討がなされていますが、実施状況の実態や作業にあたって発生している問題点等がございましたらお聞かせください。

- 業務実施体制
- 共同企業体による複数分野への対応におけるオペレーション上の問題
- 事業計画の見込みと実作業量のかい離
- 自主判断による処理を実施する場合の判断基準
- 対象施設、業務内容拡大の必要性 など

(2) 包括的民間委託導入による事業効果、残された課題の把握

包括的民間委託の導入によって期待される効果は大きく次の3つに分類されます。それぞれの効果および課題について、実際に作業を実施されている事業者様の実感をお聞かせください。

【包括的民間委託の導入により期待される効果の分類】

- ①各業務プロセスにおける作業の効率化
- ②事業環境の改善
- ③地域サービスの向上（要求水準の確保）

① 各業務プロセスにおける作業の効率化

1) 契約時

- 契約期間複数年化による契約時の手間の軽減
- 共同処理体制の構築に係る調整手間の発生 など

2) 発見・処理（次頁、下図参照）

- 事象発見時、三条市への確認手間の削減
- 対応完了後、三条市への処理結果報告手間の削減
- 都度精算が不要になったことによる数量書類作成の削減
- 事象多発箇所に対する重点対策など、創意工夫の実施状況 など

3) モニタリング

- 提出書類（日報、箇所別実施調書）の作成の手間増加
- 月例会議など各種会議への対応状況 など

（次頁に続く）

② 事業環境の改善

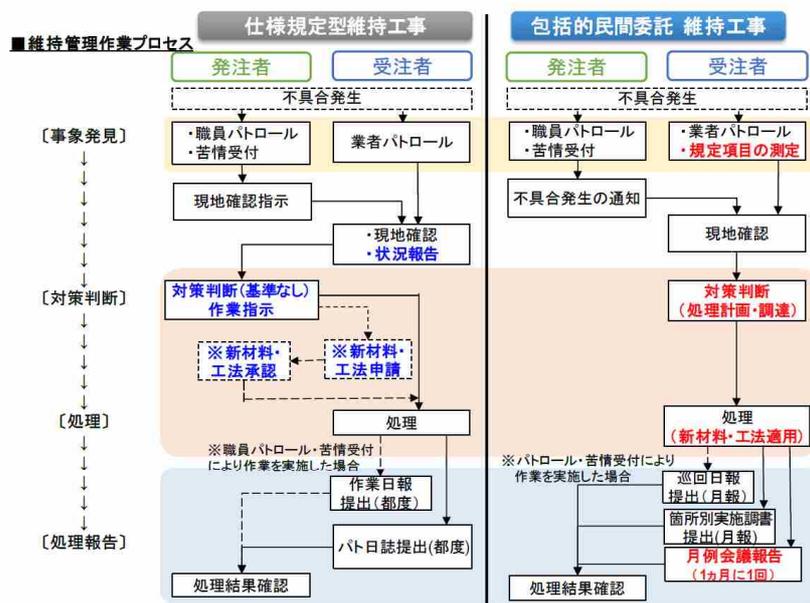
- 専門外の分野（施設）への対応による経験・ノウハウの蓄積
- 経営安定化への寄与、利益の確保状況
- JV 外の業者との連携（外注）状況、地元建設業に与える影響の有無 など

③ 地域サービスの向上（要求水準の確保）

- 要求水準に対する実施状況
⇒包括的民間委託導入前後の事象発生傾向の変化
⇒市民からの通報・意見要望の増減
- 要求水準と市民通報・意見要望のかり離の有無（要求水準の妥当性）
- 事象発見から対応完了までの迅速化（時間短縮）
- 市民との良好な関係を構築するうえでの工夫
- 通報や意見要望を抑制するための工夫 など

<仕様規定型維持工事と包括的民間委託による維持工事の作業プロセスの相違>

■維持管理作業プロセス



業務内容別の実施状況

※1: H28年度検討委員会資料から整理

※2: 巡視・維持作業一覧表から整理
 ※3: 月別予算推移表から整理(諸経費含む)

業務項目	業務内容 ※業務要求水準書	規定(回数・管理水準など) ※業務要求水準書/社会資本の維持管理基準(案)	業務計画				現行業務における実施状況(実績)				計画と実態の差 工事金額/事業計画	メモ
			業務の割当(人員配置)	年間計画 事業量※1 (千円)	工事件数※2		工事金額※3 (千円)					
					H29 (12ヶ月)	H30 (4ヶ月)	H29 (12ヶ月)	H30 (4ヶ月)				
(1)計画準備業務	・本業務を実施するにあたり必要な準備 ・三条市実施業務の引き継ぎ準備	-		0	-	-	70	-	-			
(2)全体マネジメント業務	・業務全体のマネジメント ・提出書類作成等 ・体制の構築、各工種への適切な人員配置 ・業務実施のスケジュール管理、 ・三条市との協議・調整 ・各種計画書や実施報告書の提出	【提出書類】 業務計画書:各業務開始前に提出 日報(巡回日報):毎月、月報として提出 受付簿:毎月、月報として提出 箇所別実施調書:毎月、月報として提出 【会議の設置・運営】 月齢会議:毎月 調整会議:年2回程度 引継会議:業務終了時		3,300	-	-	1,870	-	0.6			
(3)窓口業務	・利用者からの苦情・要望等の受付・電話対応 ・三条市が実施する業務の支援	下記を除く8:30~17:15 (1)日曜日及び土曜日 (2)国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3)12月29日から1月3日までの日		6,270	-	-	6,000	-	1.0			
(4)巡回業務	・施設の状況把握、異常事象の予防 ・事象発生時の対応 ・三条市等が管理する社会資本において必要な情報及資料の収集	一級・二級市道(幹線市道):1か月に1回 その他市道:6か月に1回 都市公園:週1回 その他の公園:月2回 児童公園:月2回 緑地:月1回		2,660	-	-	2,630	-	1.0			
(5)道路維持管理業務	市民の経済活動を支え、市民が安全安心に道路を利用できるように、道路の状態を適正に維持管理	-		25,600	259	90	11,920	-	0.5			
舗装補修業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認し、即時対応可能なものについて補修	幹線道路:速度制限を伴うなど円滑な交通を阻害する可能性がある場合 その他市道:事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合			146	51	6,390	-				
側溝補修業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応	事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合			65	26	3,630	-				
防護柵補修業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応	事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合			5	1	490	-				
道路照明・防犯灯補修業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認し、即時対応可能なものについて補修	支柱:事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合 光源:ランプ切れなどによる不点球を確認した場合			14	2	160	-				
標識補修業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認し、即時対応可能なものについて補修	支柱:事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合 標識版:標識版の視認性の低下を確認した場合			0	0	150	-				
反射鏡補修業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認し、即時対応可能なものについて補修	支柱:事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合 反射鏡:反射鏡の視認性の低下を確認した場合			17	4	50	-				
消雪井戸補修業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応	事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合			3	4	0	-				
消雪パイプ補修・ノズル調整業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応	事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合			5	0	630	-				
電気設備補修業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応	故障による機能不良を発見した際に対応			0	0	0	-				
除草業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応	視認性や走行性に著しく支障のある場合			-	-	330	-				
清掃業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応	道路施設の機能を著しく損なう場合 事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合			4	2	0	-				
植栽等維持管理業務	植栽等維持管理計画に基づいて適正な時期に適正な維持管理	利用者の視認性を著しく損なう場合 事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合			-	-	0	-				
橋梁補修・点検業務							90	-				

業務内容別の実施状況

※1: H28年度検討委員会資料から整理

※2: 巡視・維持作業一覧表から整理
※3: 月別予算推移表から整理(諸経費含む)

業務項目	業務内容 ※業務要求水準書	規定(回数・管理水準など) ※業務要求水準書/社会資本の維持管理基準(案)	業務計画 業務の割当(人員配置)	現行業務における実施状況(実態)				計画と実態の差 工事金額/事業計画	メモ	
				年間計画 事業量※1 (千円)	工事件数※2		工事金額※3 (千円)			
					H29 (12ヶ月)	H30 (4ヶ月)	H29 (12ヶ月)			H30 (4ヶ月)
(6)公園等維持管理業務	「公園等維持管理業務の対象公園施設一覧表」に示す施設について、利用者の利用に資するよう維持管理	—	9,420	62	39	10,710	1.1			
施設修繕業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応	事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合		21	15	440				
遊具補修・設備保守業務	公園に設置されている遊具・設備が正常に機能しているかどうか、簡易的に点検異状を確認した場合は、遊具・設備の修繕	事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合		0	0	0				
浄化槽清掃・定期点検業務	浄化槽法、その他基準に従い、必要な時期に必要な点検、清掃を実施	故障による機能不良を発見した際に対応		0	0	160				
照明灯補修業務	照明灯設備について適切に維持管理不点球は適宜交換	支柱:事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合 光源:ランプ切れなどによる不点球を確認した場合		11	0	320				
植栽等維持管理業務	植栽等維持管理計画に基づき、適正な時期に適正な維持管理	利用者や周囲の住民の活動を阻害する場合 事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合		19	11	8,750				
清掃業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合は取り除く	快適な施設利用を阻害する場合		4	2	20				
除草業務	維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合は、速やかに対応	施設利用に著しく支障のある場合		7	11	1,020				
有償ボランティアを活用した公園等維持管理業務	有償ボランティアに対するアドバイス ※有償ボランティアへの謝礼は三条市が支払い	三条市が指定する公園の維持管理のうち、簡易な業務		—	—	0				
(7)水路等維持管理業務		—	2,560	44	12	6,620	2.6			
江漕		施設利用に著しく影響する場合		33	8	6,130				
水路補修	日頃から水害を未然に防止する目的から排水等が適切に行われるよう、適正に維持管理	施設利用に著しく影響する場合		9	3	270				
排水ポンプ補修		施設利用に著しく影響する場合		2	1	220				
除草		施設利用に著しく支障のある場合		—	—	0				
(8)引継業務	業務受託物の業務終了にあたり、次期業務実施者との引継を行う	受託者と次期業務受託者が異なる場合	0	—	—	0	—			
			合計	49,810	合計	39,820	0.8			

<新規導入が考えられる分野(施設)の例>

- (1) 上水道: 排水管、給水管
- (2) 下水道: 公共下水道事業雨水幹線、污水管
- (3) 農道
- (4) 林道 など

<参考: 包括導入区域> ※出典: 三条市公共施設包括的民間委託に関する提言(H28.3, 三条市公共施設包括的民間委託検討会)



割土砂溜まりなど) ものがあったので、H29 年度はその対応を実施したことにより事業量が多くなっている。

- 業務開始当初は市民の通報・要望に対してほぼすべて対応しており、計画に対して余裕のない状態であった。現在は対応すべきところを見極めて実施している。1 年目は来年度に実施することを市民に説明するなど調整していた。2 ヵ年契約であるため、今年度は来年度の約束はできないことが課題になっている。契約年数を長くすることで地域の方の意見を反映した長期的な計画策定が可能となる。
- 巡回は当初週 1 回の予定であったが、緊急巡回が増加したこともあり、通常巡回を減らして調整している。巡回は現在の実施方法で特に問題はない。
- 道路維持管理について、市民から問題があるとの声は特に聞いていない。代表構成員は、包括的民間委託導入前は 1 件 50 万円以上の見積業務を主に対応していたため、現在対応している 50 万円以下の案件（従来直営が対応していた分など）が増加しているかは分からない。
- 大雪の後には、除雪車が多く走るので路面の状態も悪化する。また、大雨のときは陥没が増加するなど、年によって事象の件数は振れ幅があるため平準化が必要である。契約期間の長期化も解決策として考えられる。
- 有償ボランティアを活用した公園等維持管理業務では、ボランティアの報告書を回収して市に提出する。補修などの必要性が報告された場合には、事業者が対応している。
- 公園の樹木剪定の委託業務が従来発注されていたが、本業務の事業費積算には含まれていなかったようである。見直しが必要と考える。
- 地域住民の高齢化により従来地域で対応していた草刈りなどが実施できなくなっており、その分の対応も要請されている。サービスレベルの考え方は、長期的な課題ではないかと考える。
- 新潟県管理区間との境界の対応が難しい。

● 自主判断による処理を実施する場合の判断基準

- 業務開始当初の 2 か月間、市役所職員と一緒に道路巡回を実施し、市が対応していた従来の感覚で対応の必要性判断を共有した。
- 舗装のポットホールは「砂利が出ている」こと、段差は 2cm 以上、除草であれば、標識が見えにくくなった状態などが一つの判断基準である。これらについては定量的な性能規定が検討できると考える。

● 対象施設、業務内容拡大

- 橋梁点検・補修を入れてもらいたい。橋梁点検の業務経験はないので、これから経験を重ねてノウハウ・技術力を身につけたい。実施体制（JV・連携など）は要検討である。
- 上下水については、包括的民間委託の勉強会立ち上げ当初から、設備組合が反対意見を出していた。コスト面や導入済みの点検システムなどの運用面から否定的であったと想定している。
- 農道・林道を含めても対応可能である。
- 災害避難場所に指定されている公園の除草について、十分な除草回数が確保されていない。常時使用可能な状態にする必要（最低年 3 回程度の除草作業）があるのではないかと考えている。

(2) 包括的民間委託導入による事業効果、残された課題の把握

①各業務プロセスにおける作業の効率化

● 契約時

- 契約期間が2ヵ年となったことで、契約時の手間は軽減された。より期間の拡大がなされることで効果が期待できると考える。
- 現在の体制(4社JV)は勉強会に参加していた企業で構成しているため、事前の調整手間は大きくなかった。包括的民間委託に対する理解のある業者同士であれば、大きな問題点にはならないと考える。

● 発見・処理

- 従来の仕様規定型維持管理で発生していた事象発見時や対応完了後の市との確認に要する手間は、包括的民間委託導入により削減された。
- また、総価契約であるため、都度精算のための数量書類作成の手間が削減された。
- 事象が多発する箇所もいくつか認識しており、市には抜本的な対策を提案している。1工事50万円未満で実施できる対策には限界があり、創意工夫の余地(自由度)が小さいことは課題の一つと考える。
- 市民からの通報・要望に対して市民と密な調整を行っていることが本業務の創意工夫と言える。

● モニタリング

- 緊急対応など個々の対応方針については都度電話等で市と調整している。月例会議は、季節毎として数か月に1回でもよいと思われる。月1の報告は実施するが、全員が集まる必要性は低いと思われる(市の関係者、企業体全員)。
- 箇所別実施調書は作成手間が大きく、現在の事業量では対応が困難であるため作成していない。市民からの通報・要望と対応状況を月報として報告することで代替している。

②事業環境の改善

- 専門外の分野(施設)への対応により、企業としての経験・ノウハウが蓄積されている。
- JV外の地元業者に対して、従来それぞれの業者が対応していた工種・地区を踏まえて外注している。
- 一方で、現在の事業は事業者直営を想定した仕様となっており、事業者が地元業者に外注する時に必要となる利益(共通仮設、一般管理、現場管理など)が考慮されていないため、外注すると事業者の利益が全く確保できない。現在の仕様のままでは、次期工事の参加業者はゼロになる懸念もある。
- 現在は嵐北(市街地)の一部地域で試行中であり業務規模も大きくないことから、人員の新規雇用はしていない。今後エリア・業務内容の拡大など規模が大きくなれば、業務専用の担当者を新規雇用する可能性もある。

③地域サービスの向上（要求水準の確保）

- 事業者で独自に自治会長を集めて、実施状況の報告や意見聴取などを行っている（年1回程度の頻度、9/26は自治会34のうち24が参加）。手紙で事前にアンケートをとり（年1～2回程度）、会議を円滑に進めるなど工夫している。その他、地域のお祭りなどのイベントへ積極的に参加している。地域連携（自治会長の顔つなぎ）、相談事などを一緒に考えるなどの良好な関係を築けている。
- 対応完了までの時間が従来と比較して早くなったと自治会長からの意見があった。
- 公園遊具の対応基準が不明確である。使用や安全判断も難しく、措置方法も不明な状態にある。異常が認められた場合、実態はメーカーが判断や修繕を実施するものと考えられる。異常が認められた場合に応急的な使用停止、メーカーへの連絡をすることなど維持管理業務での対応を明確にしたほうがよい。

以上

3.2.2. 包括的民間委託導入による事業効果、残された課題の整理

現行業務の実施状況及び前述の事業者ヒアリング結果から包括的民間委託導入による効果および課題を整理した。

なお、「持続可能な地域の建設業者の構築にも寄与する新たな維持管理体制づくり」の導入趣旨に立ち、包括的民間委託の導入により期待される一般的な効果を踏まえ、次の視点で評価・分析を行った。

また、本事業発案の背景にある三条市、地元民間業者、市民（利用者）が抱える課題を解決し、三者によって望ましい姿を実現する「三方よし」の仕組みとするために、各効果・課題についてはそれぞれの目線で分類整理を行った。

【評価の視点】

- ①各業務プロセスにおける作業の効率化
- ②事業環境の改善
- ③地域サービスの向上（要求水準の確保）

【効果の分類整理の目線】

- ・ 三条市
- ・ 地元民間業者
- ・ 市民（利用者）

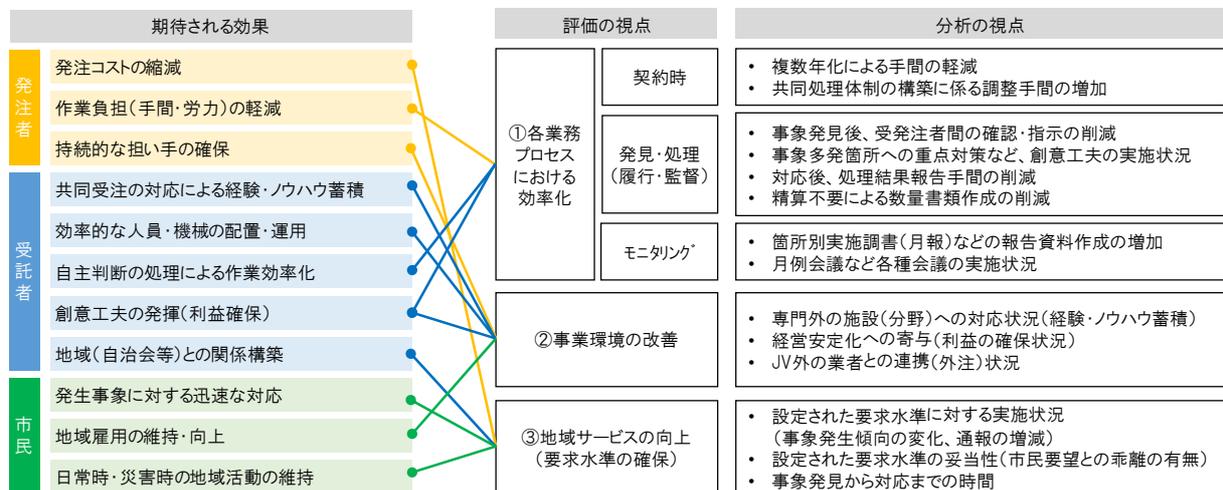


図 3-14 期待される効果に対する評価・分析の視点

(1) 各業務プロセスにおける作業の効率化

1) 業務（契約、維持管作業）プロセス

社会資本の維持管理基準（案）に定める性能規定型維持工事では、維持管理作業プロセス毎に官民双方の確認、指示、書類作成等の手間削減が期待される。仕様規定型と性能規定型維持工事における維持管理作業プロセスの比較を図 3-15 に示す。

<効果>

① 契約時

■受発注者双方の手間軽減 【三条市】【民間企業】

- ✓ 契約期間が2か年となったことで、契約書類作成等の手間が軽減されている。期間の拡大がなされることで効果の向上が期待できる。

② 発見・処理（履行・監督）

■受発注者双方の手間軽減、効率化 【三条市】【民間企業】

- ✓ パトロール等で事業者自らが発見した損傷について、自らの対策判断で対応しており、従来仕様規定型で発生していた市への連絡・確認・指示・完了報告等のプロセスが省略されている。
- ✓ 除雪を除き定額の総価契約としているため、対応箇所別の数量書類作成の手間が削減されている。
- ✓ 市民からの通報・要望に対して事業者側で市民との調整が可能となったことで、合意形成が得られやすくなった。

■事象への迅速対応 【市民】

- ✓ 通報後、対応完了までの時間が従前と比較して短縮（迅速化）された。
※対象区域内の自治会長からの意見

<問題点・課題>

① 契約時

（大きな問題点・課題は確認されなかった）

② 発見・処理（履行・監督）

■創意工夫の余地が小さい 【民間企業】

- ✓ 1工事50万円未満では事象の多発箇所に対する抜本対策が困難など、創意工夫の余地（自由度）が小さい。市民の要望や箇所ごとの実情にあった適切な対策ができていない。

■地形条件で設定した事業区域 【民間企業】【市民】

- ✓ 業務区域が河川及び国県道に沿った区分けとなっており、自治会の中でも対象内外に分散されている。

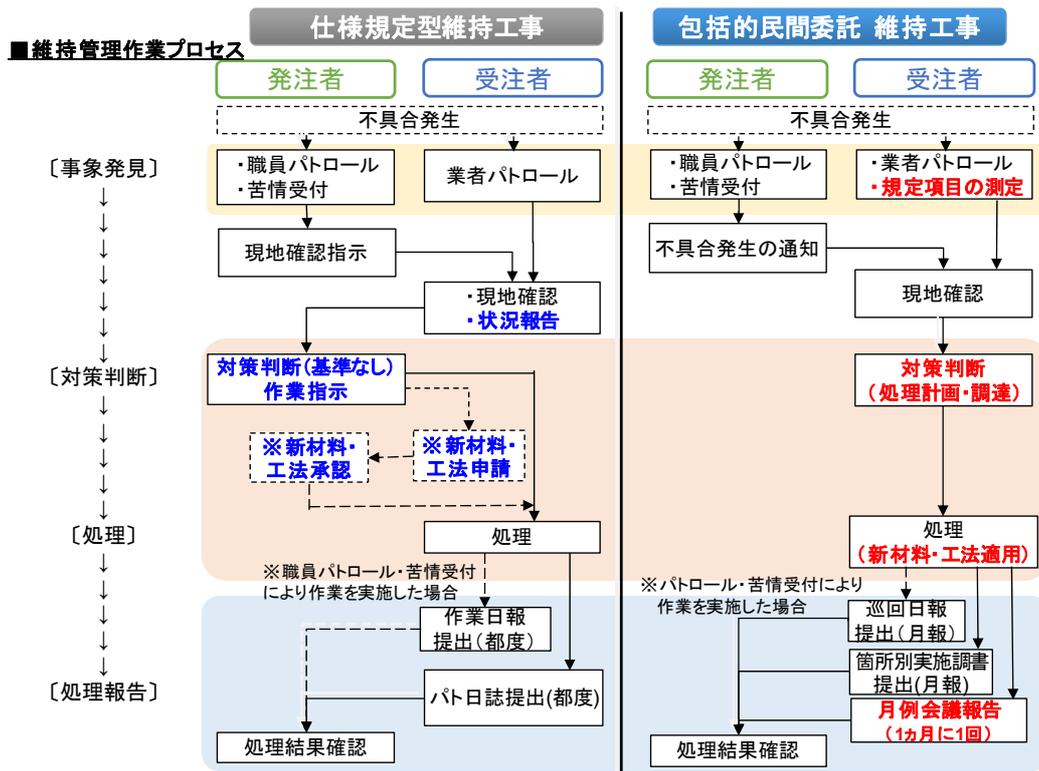


図 3-15 維持管理作業プロセスの比較

所長	職員	維持業者	課長	係長	担当

対応簿

受付番号	18	異常事象番号	—	対応番号	1
天候		対応年月日	2017年3月28日(火)		

■事象情報

施設/分類/対象/状況	道路/車道/舗装/ポットホール				
路線		距離標			
箇所(住所)	新潟市				
主たる目標物	市役所				
通報内容	市役所付近の舗装にポットホールが発生				

■対策実施判断

対応判断者					
対応方法	計画対応	予定日時	2017/3/27 10:00	予定者	

■対応結果

対応実施者	〇〇建設	対応完了	完了		
コメント					
No	施設分野	対策工法	対策範囲	単位	
1	道路	パッチング工法	1	m2	
2					
3					
4					
5					

図 3-17 業務開始当初に想定していた箇所別実施調書（その1）

		事象番号	
		1	
巡回日時	2017年3月28日(火) 15:54	天候	
路線		施設	道路
距離標		分類	車道
上下区分	その他	対象	舗装
道路区分	車道	状況	ポットホール
地先名	三条市	計測値	
処置内容	:		
備考:			
写真番号: 1		写真番号:	
コメント:		コメント:	
写真番号:		写真番号:	
コメント:		コメント:	

図 3-18 業務開始当初に想定していた箇所別実施調書（その2）

(2) 事業環境の改善

前述のとおり、本事業の導入目的は、地域を支える大切な役割を担う建設業者を維持し、社会資本の健全な維持管理や災害時における迅速な対応等の体制を確保することにある。

<効果>

■地域建設業者の維持 【三条市】【市民】

- ✓ JV 非構成員の地元業者に対して、一般的な比率で作業を外注している。
- ✓ JV 非構成員が従前対応していた自治会区域や業務量を考慮し、事業者が外注先を調整しており、これまでに特に大きな混乱・問題等は発生していない。

■事業者の経験蓄積 【民間企業】

- ✓ 専門外の分野（施設）への対応により、企業として経験や新たなノウハウの蓄積がなされている。

<問題点・課題>

■包括導入による効果は試行エリアに限定 【三条市】【民間企業】

- ✓ 現行業務の対象区域（嵐北（市街地）の一部地域）は面積にして本市全域の1%、人口でも20%の限られたエリアとなっており、市職員は「職員にしかできない業務への注力」の効果を実感できていない。

■事業者が利益確保（創出）に苦慮 【民間企業】

- ✓ 対象区域が小さい／施設数が少ないため、道路パトロールが半日程度で完了してしまうなど、人員配置が非効率となり利益確保に苦慮している。
- ✓ 上記のとおり少人数で対応可能な業務規模であることから、新たな雇用の創出はなされていない。

■必要経費の捻出に苦労 【民間企業】

- ✓ 現在の事業は事業者直営を想定した仕様となっており、事業者が地元業者に外注する際に必要となる外注先の必要経費（共通仮設費、一般管理費、現場管理費など）の捻出に苦労している。
- ✓ 外注比率が高いと事業者の利益確保が困難である。

■魅力的な維持管理業務になっていない 【民間企業】

- ✓ 対象業務は一般的な維持作業が多く、従前から市内業者が対応していた業務内容に留まっていることから、事業者の新たな事業領域への拡大にはつながらない。
- ✓ 一般的な維持作業では、事業者の技術的な知見の発揮が限定的である。

■潜在的担い手の掘り起こしが不十分 【三条市】【市民】

- ✓ 現行業務では、有償ボランティア制度の対象範囲は「公園内や歩道・小路の巡回及び清掃」に限定されており、今後加速度的に増加すると見込まれるセカンドライフ世代に対して、活躍の場を十分に提供できていない。

(3) 地域サービスの向上（要求水準の確保）

本事業は性能規定型契約による維持管理業務であり、損傷発生箇所の修繕や予防となる丁寧な清掃などの場当たりの維持管理を集約したものではない。対象施設全体に対して、民間ノウハウを最大限投入することで、要求水準を長期・安定的に確保することが求められる。

また、エンドユーザーである市民に対して、本市ならびに維持工事業務の認知・理解向上やイメージアップを図るなど、地域サービスの向上も期待される。

<効果>

■事業者のノウハウを發揮 【民間企業】

- ✓ 市民の意見・要望に対して、要対応事項を見極めた維持管理がなされている。
※業務当初、本市職員と合同で巡回業務を行うことで、従前に本市が要対応としていた事象（対象施設の要求水準）について認識のすり合わせを行った。

■地域との良好な関係構築 【民間企業】

- ✓ 事業者が独自に対象区域内の自治会長を集め、実施状況の報告や意見聴取などの意見交換会を実施（年1回程度の頻度）している。
- ✓ 地域のお祭りなどのイベントへ積極的に参加し、地域連携（自治会長の顔つなぎ）、相談事などを一緒に考えるなどの良好な関係が構築されている。

■意見・要望を挙げることの抵抗の緩和 【市民】

- ✓ 意見・要望を受ける窓口が市民にとって身近な事業者となったことで、意見・要望を挙げることの敷居が低くなった。
※対象区域内の自治会長からの意見

<問題点・課題>

■複数年契約を有効活用した市民との調整が困難 【民間企業】

- ✓ 維持工事において、H29年度（1年目）は、保留案件であっても来年度に実施することを市民に説明するなど、丁寧な調整を行っていたが、契約期間が2か年であるため、2年目には次年度の約束ができず、調整の余地がほとんどない。

■意見・要望の多寡によるサービス水準のバラツキが発生 【民間企業】【市民】

- ✓ 意見・要望の多い自治会では補修対応等の頻度が高くなる傾向にあり、意見・要望の多寡によってサービス水準の偏りが発生してしまう。
- ✓ 統一的な実施判断基準によるサービスの平準化が必要である。

■一部の作業内容で実施判断基準が不明確 【民間企業】

- ✓ 遊具の補修などは、メーカーが判断や修繕を行っているのが実態であり、維持業者では対応が困難である。事業者にとって過度なリスクとなっている。
- ✓ 事業者への過大なリスク移転を防止し、業務を円滑に実施するためには、三条市と事業者間のリスク分担について明確化しておく必要がある。

3.2.3. 効果・課題のまとめ

前述の検討結果を踏まえ、現行業務（嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託）における効果と課題の一覧を下表に整理した。

表 3-8 効果と課題のまとめ

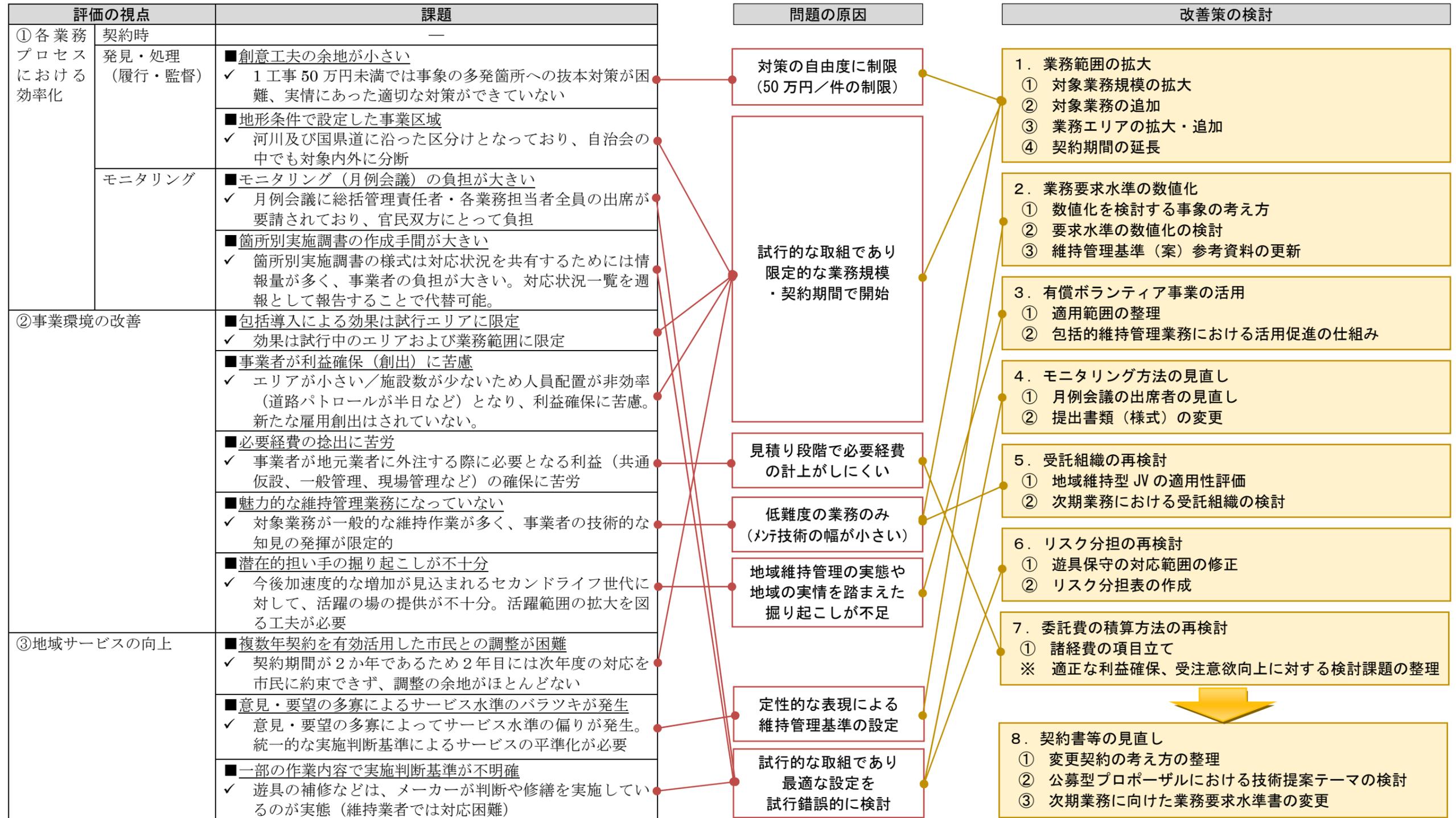
評価の視点		効果	課題
①各業務プロセスにおける効率化	契約時	<ul style="list-style-type: none"> ■受発注者双方の手間軽減 【三条市】【民間企業】 ✓ 契約期間が2か年となったことで、契約書類作成等の手間（負担）が軽減 	—
	発見・処理（履行・監督）	<ul style="list-style-type: none"> ■受発注者双方の手間軽減、効率化 【三条市】【民間企業】 ✓ 発見時の確認や対応完了後の報告、書類作成など、受発注者間の手間が軽減 ■事象への迅速対応 【市民】 ✓ 通報後、対応完了までの時間が従来と比較して迅速化 	<ul style="list-style-type: none"> ■創意工夫の余地が小さい 【民間企業】 ✓ 1工事50万円未満では事象の多発箇所への抜本対策が困難、実情にあった適切な対策ができていない ■地形条件で設定した事業区域 【民間企業】【市民】 ✓ 河川及び国県道に沿った区分けとなっており、自治会の中でも対象内外に分断
	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ■定期的な情報共有の徹底 【三条市】 ✓ 日報（巡回日報）および受付簿による市民のサービス要望等から、事業者の適切な履行を確認 ■事業者工夫によるモニタリングの省力化・強化 【民間企業】 ✓ 事業者の提案で発生した事象や対応状況等を記録・出力できるシステムを導入し、モニタリング資料作成を省力化。市職員による随時モニタリングが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ■モニタリング（月例会議）の負担が大きい 【三条市】【民間企業】 ✓ 月例会議に総括管理責任者・各業務担当者全員の出席が要請されており、官民双方にとって負担 ■箇所別実施調書の作成手間が大きい 【民間企業】 ✓ 箇所別実施調書の様式は対応状況を共有するためには情報量が多く、事業者の負担が大きい。対応状況一覧を週報として報告することで代替可能。
②事業環境の改善		<ul style="list-style-type: none"> ■地域建設業者の維持 【三条市】【市民】 ✓ JV非構成員の地元業者に対して一部作業を外注、大きな混乱・問題等の発生なし ■事業者の経験蓄積 【民間企業】 ✓ 専門外の分野（施設）への対応により、企業としての経験や新たなノウハウを蓄積 	<ul style="list-style-type: none"> ■包括導入による効果は試行エリアに限定 【三条市】【民間企業】 ✓ 効果は試行中のエリアおよび業務範囲に限定 ■事業者が利益確保（創出）に苦慮 【民間企業】 ✓ エリアが小さい／施設数が少ないため人員配置が非効率（道路パトロールが半日など）となり、利益確保に苦慮。新たな雇用創出はされていない。 ■必要経費の捻出に苦労 【民間企業】 ✓ 事業者が地元業者に外注する際に必要となる利益（共通仮設、一般管理、現場管理など）の確保に苦労 ■魅力的な維持管理業務になっていない 【民間企業】 ✓ 対象業務が一般的な維持作業が多く、事業者の技術的な知見の発揮が限定的 ■潜在的担い手の掘り起こしが不十分 【三条市】【市民】 ✓ 今後加速度的な増加が見込まれるセカンドライフ世代に対して、活躍の場の提供が不十分。活躍範囲の拡大を図る工夫が必要
③地域サービスの向上		<ul style="list-style-type: none"> ■事業者のノウハウを発揮 【民間企業】 ✓ 市民の通報・要望に対して対応すべきところを見極めて実施 ■地域との良好な関係構築 【民間企業】 ✓ 実施状況の報告や意見聴取などを行っており、地域（市民）との良好な関係を構築 ■意見・要望を挙げることの抵抗の緩和 【市民】 ✓ 窓口が市民にとって身近な事業者となったことで、要望する際の敷居が低くなった 	<ul style="list-style-type: none"> ■複数年契約を有効活用した市民との調整が困難 【民間企業】 ✓ 契約期間が2か年であるため2年目には次年度の対応を市民に約束できず、調整の余地がほとんどない ■意見・要望の多寡によるサービス水準のバラツキが発生 【民間企業】【市民】 ✓ 意見・要望の多寡によってサービス水準の偏りが発生。統一的な実施判断基準によるサービスの平準化が必要 ■一部の作業内容で実施判断基準が不明確 【民間企業】 ✓ 遊具の補修などは、メーカーが判断や修繕を実施しているのが実態（維持業者では対応困難）

4. 次期契約に向けた事業の改善検討

4.1. 課題に対する改善の方向性

現行業務において挙げられた課題について、その原因を踏まとうえでそれぞれの改善策として下表のとおり検討の方向性を整理した。

表 4-1 課題に対する検討の方向性



4.2. 改善検討

4.2.1. 業務範囲の拡大

(1) 対象業務規模の拡大

現状の 50 万円未満では事業者の裁量余地（自由度）が低いため、業務の効率性及び適切性の向上を図ることを目的として、対象業務規模を 1 件 130 万円未満の工事まで拡大する。ただし、50 万円以上 130 万円未満の工事に関しては、設計図書の作成及び提出を行うものとする。

三条市の財務規則では、工事価格が少額な契約に関しては、随意契約及び契約書等の省略が可能となっている（表 4-2）。このことから、包括的民間委託導入前の維持管理業務は、契約書及び検査調書等を省略可能な 50 万円未満の工事が大多数を占めており、現行業務においても同様の工事価格で設定をしていた。しかしながら、現行業務を実施した中で、50 万円未満の事業規模では、維持管理において抜本的な対策を行うことが困難であり、事業者の裁量余地（自由度）が低いということが判明したことから、工事価格の上限に関しては、三条市財務規則を準用し、130 万円未満まで拡大することとした。

表 4-2 工事価格による必要手順・提出書類の比較

項目	工事価格	
	50万円未満	50万円以上130万円未満
契約方式	随意契約（なるべく2者以上） ※財務規則第7章第4節 随意契約 第186条	随意契約（なるべく2者以上） ※財務規則第7章第4節 随意契約 第186条
現状の契約方法	1者からの見積による随意契約	設計書を作成したうえで、3者から見積を徴収して最低価格の業者と随意契約
省略できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書及び契約書の省略に伴う請書 ※財務規則第7章第1節 通則 第151条 1.2項 ・他課による書類検査 ※財務規則第7章第1節 通則 第158条 ・検査調書の作成 ※財務規則第7章第1節 通則 第159条 ・建設工事請負契約書 ※財務規則第7章第6節 建設工事の特例 第190条 ・設計図書に基づいた工程表 ※財務規則 建設工事請負基準約款 第3条 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書及び契約書の省略に伴う請書 ※財務規則第7章第1節 通則 第151条 1項 ・他課による書類検査 ※財務規則第7章第1節 通則 第158条 ・建設工事請負契約書 ※財務規則第7章第6節 建設工事の特例 第190条
結論	<ul style="list-style-type: none"> ・規則上の契約方法は50万円未満と130万円未満で同様だが、次の点が異なる。 ① 検査が必要となる ※130万円未満の工事は予算執行職員（課内）による検査 ② 工事前に工程表の提出が必要となるため、それに応じた設計図書の作成及び提出が必要 ※設計図書【建設工事請負基準約款 第1条より】 ・別冊の設計書図面 ・仕様書 ・現場説明書及び現場説明に対する質問回答書 	

《参考：三条市財務規則》

(契約の方法等)

- 第 150 条 予算執行職員は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、[次項](#)から[第 4 項](#)までに規定する場合を除き、一般競争入札に付さなければならない。
- 3 [次の各号](#)のいずれかに該当する場合においては、競争に付さずに随意による契約(以下「随意契約」という。)を締結することができる。
- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が[別表第 4](#)左欄に掲げる契約の種類に応じ[同表](#)右欄に定める金額を超えないものをするとき。

[別表第 4]

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	1,300,000円
2 財産の買入れ	800,000円
3 物件の借入れ	400,000円
4 財産の売払い	300,000円
5 物件の貸付け	300,000円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	500,000円

(契約書の作成)

- 第 151 条 予算執行職員は、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、直ちに契約書を 2 通作成し、相互に交換しなければならない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、**契約書の作成を省略することができる。**
- (1) 指名競争契約又は随意契約で契約金額が**工事関係経費については 130 万円を超えないとき**、工事関係以外の経費については重要なものを除き 50 万円未満のとき。
- 2 予算執行職員は、[前項第 1 号](#)に該当する場合に契約書の作成を省略するときは、契約の適正な履行を確保するため契約の相手方に請書その他これに準ずる書類を提出させなければならない。ただし、**1 件 50 万円未満の場合は、これを省略することができる。**

(監督及び検査)

- 第 158 条 予算執行職員は、工事又は製造その他についての請負契約をした場合においては、自ら又は補助者に命じて契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他適切な方法により監督しなければならない。
- 2 契約の相手方は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を履行したときは、直ちに予算執行職員にその旨を届け出なければならない。
- 3 [前項](#)の届出があつたときは、[次の各号](#)に掲げる場合に応じ**当該各号**に定める者が、直ちに自ら又は補助者に命じてその受ける給付の完了の確認をするため設計書又は仕様書その他関係書類に基づいて必要な検査を行わなければならない。
- (1) 1 件 130 万円を超え 3,000 万円未満の工事又は製造の請負に係る届出の場合 財務課長
- (2) 1 件 3,000 万円以上の工事又は製造の請負に係る届出の場合 総務部長
- (3) [前 2 号](#)以外の届出の場合 **予算執行職員**

(検査調書の作成)

- 第 159 条 予算執行職員、財務課長若しくは総務部長又は[前条第 3 項](#)の規定により検査を命ぜられた補助者は、[前条第 3 項](#)の規定に基づく検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。ただし、**1 件 50 万円未満のものは、これを省略することができる。**

(建設工事請負契約の特例)

第 190 条 建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)の契約者は、同法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた者でなければならない。ただし、同法第 3 条第 1 項ただし書に規定する工事又は市長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

2 建設工事請負契約については、**特別の事情がある場合**を除いては、[第 151 条第 1 項](#)の規定にかかわらず、別記建設工事請負基準約款により契約するものとする。

(設計図書に基づいた工程表)

建設工事請負基準約款

[第 3 条](#) 受注者は、請負金額が **50 万円を超える工事**については、契約締結の日(工事期間が指定されている工事については、その工事期間の起算日。[第 3 項](#)において同じ。)から起算して 7 日以内に設計図書に基づき、工事に関する工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(2) 対象業務の追加

①橋梁定期点検

導入経緯：各橋梁に対して 5 年に一回の法定点検があり一巡目は今年度で終了（H26～H30）。来年度から二巡目が始まるため、そこに合わせて包括対象業務に導入 15m 未満の小規模橋梁を対象とした橋梁定期点検を追加する。

対象施設：特殊な点検機械を用いない小規模橋梁（橋長 15m 未満）

導入効果：巡回等による日常的な状態把握および清掃、点検、補修までの一連のメンテナンスサイクルを包括することで、迅速な対応による維持管理の効率化が期待される。

②消雪パイプノズル点検

導入経緯：毎年降雪時期前に委託をしているが、複数業者と契約を行う手間がかかっていた。

対象施設：本市が管理する消雪パイプ

導入効果：契約書の作成等を行う労力が削減されるほか、業者は年間計画を立てやすくなり異常が発見された場合、すぐに補修を行うことが可能となる。

1) 導入効果の考え方

現行業務は、これまでに地元業者が受託していた日常的な維持管理業務の包括業務として試行している（図 4-1）。次期業務では試行の第 2 段階として、橋梁の定期点検を対象業務に追加することで、更なる導入効果の発現を促進させるものである。

- ・これまでに地元業者の対応範囲外であった業務を追加することによる魅力向上
- ・一連のメンテナンスサイクルを包括することによる維持管理の効率化
- ・地形及び地物に精通した市内業者が点検を実施することによる災害時の体制強化

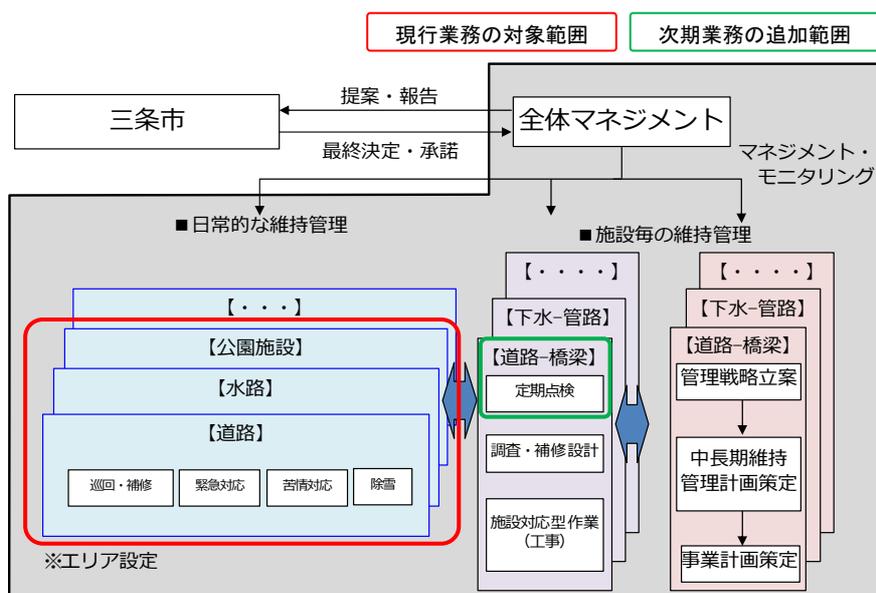


図 4-1 対象業務の追加イメージ

2) 地元建設業者等による橋梁点検の仕組み

橋梁定期点検に地元業者が従事することで新たな技術習得やノウハウ蓄積によって、本市内における橋梁定期点検の実施体制の構築、災害時の体制強化が期待される。

そこで次期業務では、現時点で橋梁点検に関する十分な知見・ノウハウを持たない地元建設業者等が橋梁点検を実施するための仕組みとして、「タブレット端末を活用した点検手法」を導入する。

点検方法の詳細は、「橋梁定期点検業務実施要領（案）」に整理した。実施要領（案）は本書の巻末に示す。

《タブレット端末を活用した点検手法の概要》

- ◎簡便なシステムを利用した点検手法により、小規模橋梁の点検を簡略化
 - ・長岡工業高等専門学校 井林 康 教授による研究、開発
 - ・交通量が比較的少なく、構造的にも単純な小規模橋梁の点検に適用
 - ・簡略化を図ることで高度な知見・ノウハウを必須としない
 - ・H29年度より新潟市でモデル事業を実施し、一定の効果を確認
⇒新潟市の地元建設業者が点検を実施し、コンサルタント点検結果と比較
 - ・新潟市では H31 年度より本格実施を決定
 - ・点検者は技術士、1級土木施工管理技士又はME新潟
 - ・年度当初に点検講習会の受講を必須



出典：長岡高専提供資料

図 4-2 システム画面の一例

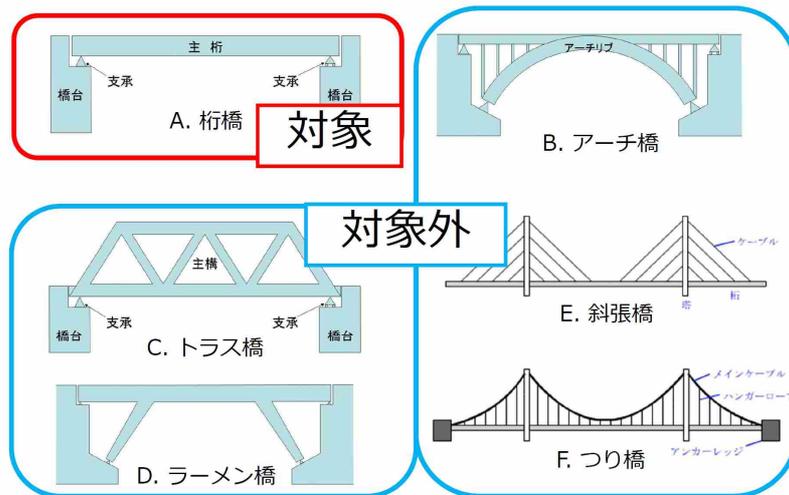


図 4-3 対象となる橋梁形式 出典：長岡高専提供資料



図 4-4 対象とする橋梁の例 出典：長岡高専提供資料

3) 日常管理による橋梁維持管理の効率化

日常的な維持管理（巡回、清掃）と施設個別の維持管理（点検・診断・措置・記録）を効果的に運用することで、効率的な橋梁維持管理への発展が期待される。

次期業務では、橋梁定期点検の追加にあわせて、巡回等による日常的な状態把握や清掃などの日常管理の対応を明確化することで、橋梁維持管理の更なる効率化を図る。

【要求水準】

橋梁の長寿命化に資する巡回等による日常的な状態把握および清掃を行うこと。また、定期点検・巡回時や住民からの通報を受け、維持管理基準（案）を超過するような異状を確認した場合に対応すること。

【維持管理基準】

該当箇所を要因とし、利用者の安全性や施設の耐久性に影響を与える可能性がある場合に対応する。

4) 橋梁維持管理の包括的民間委託事例【参考】

橋梁の維持管理に特化した包括的民間委託の事例としては、次の2件が挙げられる。いずれも、従来別々に発注していた定期点検、設計、補修・修繕工事を包括して1者に発注することで事業の迅速化や手間の削減が図られるものとしている。

- (a) [青森県] 橋梁維持工事～日常管理の包括発注～
 - (b) [岐阜県] ME を活用した点検・修繕包括業務

(a) [青森県] 橋梁維持工事～日常管理の包括発注～

青森県では、橋梁の長寿命化、及び第三者被害防止のため、劣化や損傷及びその原因を早期に発見し、速やかにこれを取り除くことが効果的であることから、日常点検や清掃、軽微な劣化損傷の補修等を包括し、「橋梁維持工事」として地元建設業者へ発注を行っている。

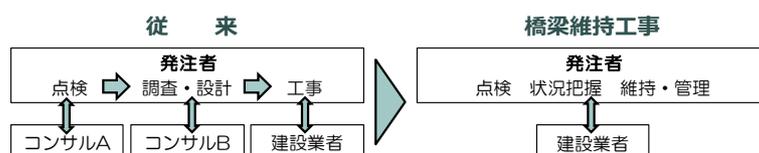


図 4-5 従来と包括事業のスキームの違い

表 4-3 包括事業の概要

導入時期	平成 18 年度～ ※青森県橋梁アセットマネジメントシステム導入時
工事内容	①日常点検 1 回／年・橋、路上・下、徒歩目視 ②清 掃 堆積土砂除去 ③維持工事 部分塗替、部分断面修復 ④緊急措置 第三者被害防止 うき Co 叩き落とし ⑤小規模工事 ⑥追跡調査（アル骨） 継続観測必要箇所
対象橋梁	約 250 橋／業務 × 7 出先機関
契約規模	約 5,000 万円／業務 × 7 出先機関
受注者の決定方法	①簡易公募型プロポーザル方式 ②参加資格 管内特 A 級 ③プロポ特定時の評価項目 1)技術者 研修修了者配置に加点 2)工事実施方針 3)地域特性理解度 4)特定テーマ

(b) [岐阜県] ME を活用した点検・修繕包括業務

岐阜県では、的確な補修の実施と工期の短縮を図るとともに、業務を通じて社会資本の整備から維持管理を一貫して実施する技術力を身につけることにより、地域の建設業者を中心とした迅速な対応を可能とすることを目的として、ME（メンテナンスエキスパート）の高度な技術力を活用した小規模修繕の点検・修繕包括業務を発注している。

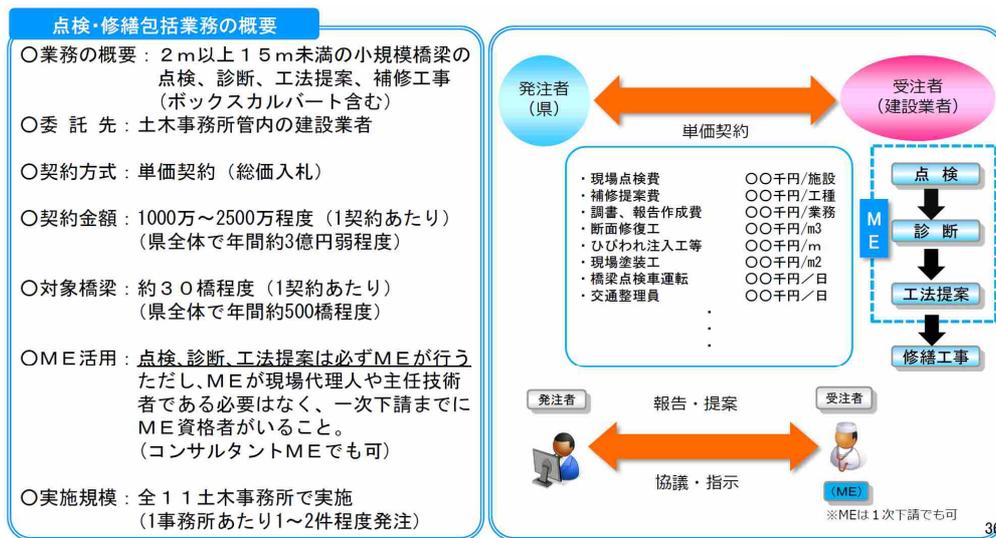


図 4-6 点検・修繕包括業務の概要

出典：岐阜県 HP

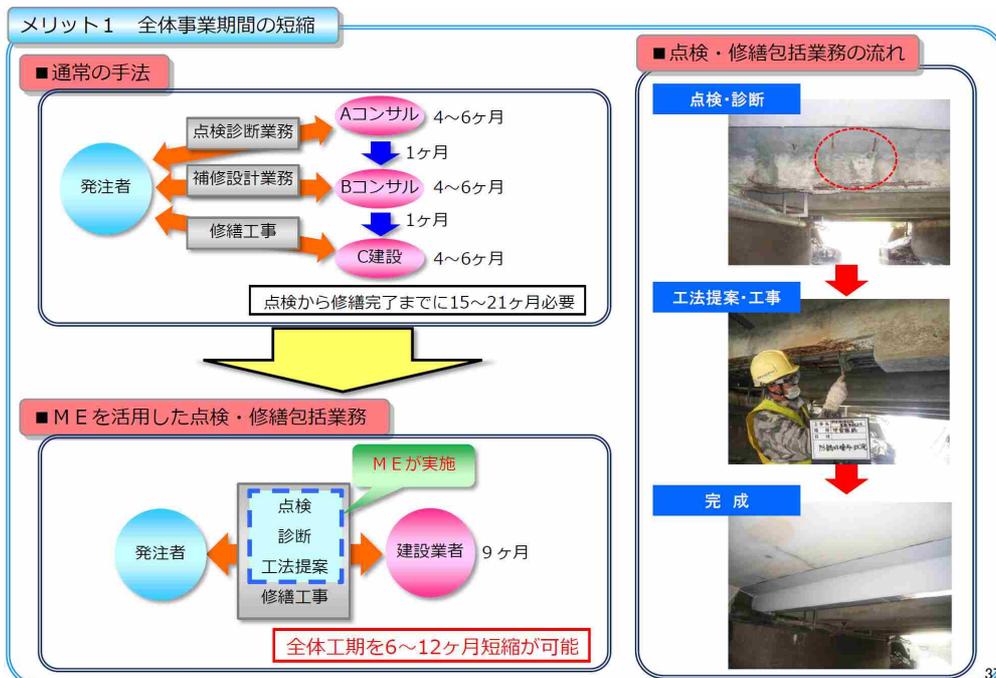


図 4-7 点検・修繕包括業務のメリット

5) 橋梁定期点検の追加に関する留意事項

前述のとおり、橋梁定期点検を新たに追加することで橋梁維持管理の効率化など多様なメリットの発現が期待できる。一方で、全国でも導入実績の少ない先導的な取組であるため、進捗状況のモニタリングや点検成果のチェック等、仕組みの確立に向けて慎重な検証が必要である。

橋梁定期点検の追加に関する留意事項を下記のとおり整理した。

(a) 成果品の品質確保

橋梁点検に関する十分な知見・ノウハウを持たない地元建設業者等が橋梁点検を実施するため、工程管理や点検精度などの品質を確保するための適切な点検技術の習得促進及びモニタリングが必要である。

(b) リスク分担の複雑化

橋梁点検に関する十分な知見・ノウハウを持たない地元建設業者等が橋梁点検を実施するためには、指導役として県内の建設コンサルタント会社などの参画が想定される。複数企業による点検実施体制が構築された場合、管理瑕疵責任の所在（リスク分担）が複雑化する。

(c) 修繕工事の対応範囲の制限

点検の追加によって一連のメンテナンスサイクルを包括することによる維持管理の効率化が期待されるが、修繕工事は発注金額も比較的大きなものとなることが想定されることから、維持工事の中で対応できる修繕工事は限定的なものになることが推察される。

(d) 点検技術の習得は共同企業体内に限定

これまで市内業者が対応していなかった範囲の業務が追加となることで、市内業者の新たな技術の習得が期待される。一方で、契約期間は5年間という長期間であることから、点検業務の知識・ノウハウの習得は共同企業体に参画する企業に限定される可能性がある。

(3) 業務エリアの拡大・追加

- A. 嵐北地区（須頃・大島を除く全域）への拡大
 B. 下田地区の新規追加 ※対象範囲は自治会単位とする。

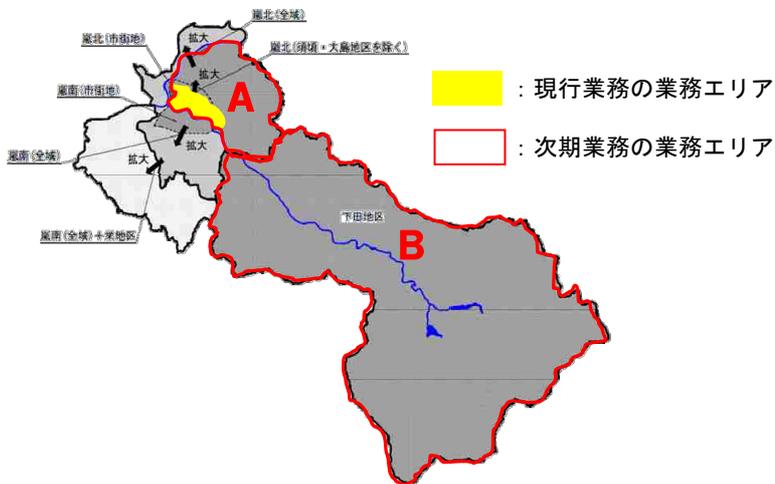


図 4-8 次期業務の業務エリア

業務エリアの検討は、本市全域への導入を目標に向けたステップを重視し、導入適用性の高いエリアからスタートさせ、徐々に拡大していくことを予定している。

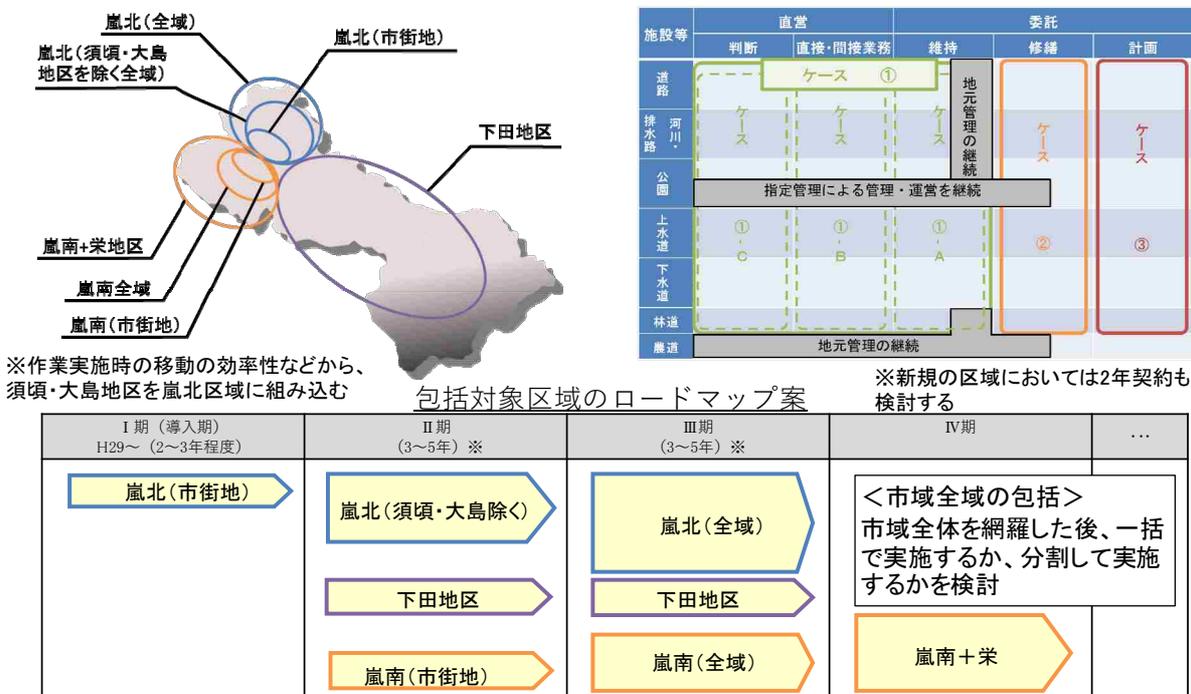


図 4-9 包括対象エリアのロードマップ案（H27 年度検討成果）

過年度の検討では、①提供サービス、②事業量、③民間側体制の視点で導入適用性を整理し、当面の対象候補として下表のエリアを選定した。このうち、検討委員会の意見を踏まえて市街地（嵐北）にて現行業務を試行しているところである。

表 4-4 候補区域の比較整理（H27 年度検討成果）

比較項目			市街地(嵐北)	市街地(嵐南)	下田地区	
比較案設定の考え方			用途地域のうち、国道289号で囲われた嵐北地区での包括実施	用途地域における嵐南地区での包括実施	旧行政界の一つである下田地区での包括実施	
適用性	提供サービス	各業種の企業配置	○ (関心あり:○)	△ (関心あり:△)	○ (関心あり:○)	
		事業量	事業量(全体)	○	○	○
	業種別の事業量		○	○	△	
	民間側体制	経営体制	核となる企業	○ (関心あり:○)	○ (関心あり:○)	○ (関心あり:○)
			従業員数	○ (関心あり:○)	△ (関心あり:△)	△ (関心あり:△)
		各企業の事業継続性	年齢構成	○ (関心あり:○)	○ (関心あり:○)	△ (関心あり:△)
			保有機材	○ (関心あり:○)	○ (関心あり:○)	○ (関心あり:○)
	考察			・対象区域の事業量が確保でき、対象範囲の境界も分かりやすい	・企業配置において、造園業が対象区域に存在しないが、隣接区域に造園業者は存在するため、包括的民間委託の一員となり得る ・従業員数は少ないが、区域が限定されるため、対応できると考察する ⇒包括化による事業量確保で維持管理の魅力向上＝雇用環境改善	・除雪の事業量が多いが、業種別でみると事業量が少ないものがある ⇒包括化により業種間での連携促進(資機材共用)等の工夫が可能となり収益性を向上 ・従業員数が少ない／従業員の高齢化が顕著である ⇒包括化による事業量確保で維持管理の魅力向上＝雇用環境の改善
・各地区が抱える問題点 ⇒実現に向けた対応策						

これらの過年度検討成果を踏まえ、次期業務では包括的民間委託業務の更なる効果発現を図ることを目的として、次の業務エリアへの拡大を行うこととした。

①嵐北地区（現行業務範囲から拡大）

- 現行業務の試行で一定程度の効果が確認された嵐北地区について、スケールメリットによる更なる効率化、利益向上を図ることを目的に、対象区域を嵐北地区（須頃・大島地区を除く全域）に拡大する。

②下田地区（新規区域として追加）

- 今後の三条市全域への実施区域拡大に向け、市街地（嵐北地区）と異なる地域特性を持つ中山間地における効果を確認することを目的に、下田地区を新規区域として設定する。

なお、嵐南（市街地）を次期業務の対象エリアから外した理由は、次の2点である。嵐南地区については、第Ⅲ期より栄地区とあわせて発注することを想定している。

- ・ 河川及び国県道に沿った区分けとなっており、自治会の中でも対象内外に分断されるため（3.2.2（1）の問題点・課題に詳述）
- ・ 嵐南地区の業者から本事業に対して十分な関心が示されなかったため

(4) 契約期間の延長

創意工夫の余地の拡大による事業者の利益創出を図ることを目的として、契約期間を5か年に延長する。

現行業務の事業実施期間（契約年数）は、先進事例の設定状況や各社会資本分野の特性、下表に示す創意工夫の余地等を踏まえ、「2か年」と設定している。なお、H27-28年度の検討委員会では、試行段階で確認された問題点等の改善を行ったうえで長期期間の設定を検討することとしている。

表 4-5 契約年数ごとの考え方（H27 年度検討成果）

契約年数	考え方
単年契約	改善・提案にあてる期間を設けられず、創意工夫の余地が少ない
2～3年契約	創意工夫の余地が見込め、実施状況・検証結果も踏まえてより適切な内容に改善を図れる
3～5年契約	創意工夫の余地が見込めるが、期間が長く外部条件の変化への対応が困難

現行業務での実施状況や本検証で確認された2か年業務における課題を踏まえ、次期業務では更なる創意工夫の余地の拡大等による次の効果発現を見据え、契約期間を5か年に延長することとした。

- ・ 創意工夫の余地の拡大による事業者の利益創出
- ・ スケールメリットの向上による新たな雇用の創出
- ・ 複数年契約を有効活用した市民との調整による地域サービスの向上
- ・ 5年に1回の橋梁点検頻度と整合を図ることによる橋梁維持管理の効率化

4.2.2. 業務要求水準の数値化

(1) 現行業務におけるサービス水準の確保

前述のとおり、現行業務では業務要求水準書に基づいて対応要否を判断し、管理施設のサービス水準の確保に努めている。道路補修を例に業務要求水準の記載内容を以下に示す。

(2) 道路維持管理	
ア 道路補修	
(ア) 幹線市道	
該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、速度制限を伴うなど、 <u>円滑な交通を阻害する可能性がある場合</u> に対応する	
(イ) その他市道	
該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより <u>利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合</u> に対応する	

また、損傷種類別の要対策の写真をとりまとめた維持管理基準参考資料（案）を作成し、事業者による判断基準の基礎とすることで、従来市が行ってきた維持管理におけるサービス水準との整合を図っている。

損傷概要		損傷写真
損傷名	ひびわれ	
想定要因	車両の繰返し交通に伴う疲労劣化、老朽化の進行	
損傷程度	路線全面に亀甲状のひび割れ	
特記		
損傷名	ひび割れ	
想定要因	交差点であり車両の発進・停止の繰返しに伴う疲労劣化	
損傷程度	長さ約 10m×全幅の範囲に亀甲状のひび割れ	
特記		
損傷名	わだち掘れ	
想定要因	交差点における車両の発進・停止の繰返し	
損傷程度	目視で確認できる程度（車両上からの目視確認は困難） 走行直角方向に波打つようなわだち掘れ	
特記		

図 4-10 維持管理基準参考資料（案）の一例

(2) 業務要求水準の数値化の考え方

現行業務におけるサービス水準確保の方法は、要求水準を絶対的な指標として設定しないことで事業者の自由度が確保され、創意工夫の発揮が期待される。しかし一方で、定量的な判断基準がないことで事業者や判断する人材による判断のバラツキが生じる可能性を内包している。

また、性能規定型の包括的民間委託を行う場合においても、法律に基づく施設管理者としての責任は委託者である本市に残ることから、事業者が行う維持管理業務の遂行状況や要求水準の満足状況は、市が適切に監視・評価しなければならない。

「モニタリングに関するガイドライン」(内閣府)では、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組みとして、モニタリング実施の観点から必要な測定指標のあり方について次のとおり示している。

このことを踏まえ本事業では、公共サービスの適正かつ確実な実施に資する業務要求水準の数値化(定量化)について検討した。

公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組みの構築

①公共サービスの水準の確保・維持の基本的なしくみの構築

経済的な動機付けを通じて選定事業者が自律的にサービス水準の確保・維持ができるような仕組みを構築。

i) サービスの内容と質(要求水準)

管理者等が求める要求水準とその要求水準を満たしていることを確認するための判断基準の作成。

ii) サービス水準の測定・評価

モニタリングの全体の枠組み、官民の分担や体制、モニタリングに際しての測定、記録、報告等の考え方の取りまとめ。

モニタリング実施の観点から必要な測定指標のあり方

業務要求水準は、施設の建設(設計を含む)や維持管理、運営に関し管理者等が要求するサービスの水準を規定し、選定事業者が契約義務として担うべき業務の内容を規定する。この履行状況を測定・評価する行為がモニタリングであり、その帰結をサービス対価の支払に連動させることにより、管理者等にとり、効果的かつ効率的にサービス提供のあり方を監視し、選定事業を契約に基づき管理することができる。

しかし、業務要求水準書に示される要求水準は、具体的に測定可能なものから、そのままでは測定できないものまで含まれている。

このため、管理者等は、予めサービスごとに下記の基本的な考え方に沿った測定指標を要求水準とともに示し、その測定指標を満たしていれば、そのサービスについては要求水準を満たしていると判断するというような基準を示す必要がある。

測定指標の基本的考え方

- ・ 測定可能であること(定量化できること)
- ・ 記録可能であること
- ・ 簡潔明瞭な表記であること
- ・ 合理的であること

※「モニタリングに関するガイドライン」(内閣府)より引用、一部編集

(3) 数値化を検討する事象

過年度の検討において、個別の業務を「計画的対応」「即時対応」「報告確認対応」に細分化し、それぞれに対して判断を支援するための基準や写真を整理している。下表の分類に従って、事業者が対策要否を判断する即時対応の事象について数値化の可否を確認することとした。

表 4-6 細分化した対応の概要

分類	概要	判断支援の目安
計画的対応	施工計画書を作成し、計画に基づいて業務を実施するもの	年〇回実施
即時対応	基準を超える事象を発見し、市民の安全確保のため速やかに実施するもの	舗装のポットホール写真など
報告確認対応	施設機能に支障をきたす事象を発見し、修繕工事（50万円以上の工事）として実施が必要と想定されるもの	舗装のひび割れ写真など

業務要求水準書に示される要求水準は具体的に測定可能なものから、そのままでは測定できないものまで含まれていることから数値化の検討対象を次の3つの視点で選定した。

表 4-7 数値化可否の確認の考え方

視点	考え方
必要性 測定が必要であること	施設の状態（損傷程度）が連続的であり、対策要否の判断に状態の数値化が有効である場合に該当する。 ※例えば不点灯は点灯の有無で判断できるため該当しない。
実現性 測定（記録）が可能であること	現行の維持管理業務の中で測定可能な指標であり、事業者の手間に大きく影響を与えるものではない場合に該当する。 ※作業の実現性を踏まえ、特殊な装置や煩雑な作業が必要であると想定される場合には該当しない。
適切性 十分なデータが蓄積されていること	業務要求水準の傾向が把握でき、判断基準（数値化）を分析するために十分なデータが蓄積されている場合に該当する。

選定結果を次頁の表 4-8 に示す。本事業では舗装補修業務におけるポットホール、段差、わだち掘れの損傷について数値化を検討する。

表 4-8 数値化の検討対象

分野	業務	維持管理基準	事象	数値化の検討対象		
				必要性	実現性	適切性
道路維持管理基準	舗装補修	<p>□幹線市道：該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、速度制限を伴うなど円滑な交通を阻害する可能性がある場合に対応する。</p> <p>□その他市道：該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。</p>	ひび割れ	○	○	×
			ポットホール	○	○	○
			段差	○	○	△
			わだち掘れ	○	○	△
	側溝補修	<p>該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される利用範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。</p>	側溝蓋の喪失	×	○	×
			側溝蓋の欠損、損壊	○	○	×
	防護柵補修	<p>該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される利用範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。</p>	支柱の傾倒、ケーブルのゆるみ	○	△	×
			防護柵の傾倒、変形	△	○	△
	反射鏡補修	<p>(ア) 支柱：該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。</p> <p>(イ) 反射鏡：反射鏡の視認性の低下を確認した場合に対応する。</p>	支柱の傾倒	○	△	×
			支柱部の破断	×	○	×
除草	視認性や走行性に著しく支障のある場合に対応する。	雑草の繁茂	○	△	×	
公園等維持管理業務	施設修繕	<p>該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。</p>	天井の汚れ	△	○	×
			トイレドアの損壊	×	○	×
	遊具修繕・設備保守	<p>故障による機能不良を可能な限り未然に防ぎ、発見した際には迅速に対応する。</p> <p>該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときには、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。</p>	部材の欠落	×	○	×
			遊具の破壊	×	○	×
			排水管の断裂	×	○	×
	遊具部材の塗膜劣化	○	○	×		
植栽等維持管理	<p>該当箇所を要因とし、利用者や周囲の住民の活動を阻害する場合や、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。</p>	枝の伸長	○	△	×	
除草	施設利用に著しく支障のある場合に対応する。	雑草の繁茂	○	△	×	
水路等維持管理基準	江渌	<p>該当箇所を要因とし、施設利用に著しく影響する場合に対応する。</p>	落ち葉などの体積	○	△	△
			泥の堆積	○	△	△
	水路補修	<p>該当箇所を要因とし、施設利用に著しく影響する場合に対応する。</p>	水路脇の崩れ	△	△	×
	除草	施設利用に著しく支障のある場合に対応する。	雑草の繁茂	○	△	×